

戦後の憲法改正と浄土真宗本願寺派 宗制・宗法の制定

本多 深諦（龍谷大学法学研究科博士後期課程）

序 章

小稿は、浄土真宗本願寺派¹⁾（以下「本願寺派教団」²⁾という。）の宗会関係原史料（「第百回宗會議事速記録」ならびに「第百回臨時宗會議事録」等）の分析と宗教法関係論文に基づいて、敗戦直後のアメリカ政府、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）による占領統治・対日宗教政策と、日本の宗教法制とが、本願寺派教団の「浄土真宗本願寺派宗制」（以下「新宗制」という。）ならびに「浄土真宗本願寺派宗法」（以下「新宗法」という。）の制定にいかなる法的関係・影響を与えたかを検証し、そこに内在する二元化形態、最高規範性、およびその立憲主義等³⁾についての考察を試みる。

そのため、まず、①終戦前の一九四二（昭和十七）年から一九四五（昭和二十）年にかけて、わが国の宗教法制が本願寺派教団に与えた法的影響を概観し、次に、②一九四五（昭和二十）年のポツダム宣言、人権指令、神道指令、宗教団体法廃止、宗教法人令施行、そして、日本国憲法制定過程と本願寺派教団における新宗制・新宗法制定の過程を検証し、その関連と意義とを考察する⁴⁾。

終戦直後の巨大「権力」は、GHQ（マッカーサー最高司令官の指揮下における連合国軍総司令部〈GHQ/SCAP〉）であった。その占領統治形態は、間接統治を採りながらも戦勝国による実質上の統治であり、「戦争権力」の延長線上にある対外的国外からの「外圧」であり、他方（国内的）では、戦前・戦中の国家主義と国家神道体制という「内圧」が法的に消滅し始めた時期でもあったといえる⁵⁾。

戦後における本願寺派教団の法的変革は、まず、宗教団体法下において認可の「眞宗本願寺派宗制」（以下「旧宗制」という。）を根本的に更改し、新宗制・新宗法を新しく構想・起草することから始まった。戦後の本願寺派教団の法的変革は、外圧と内圧によって始動されたと捉えられる。

新宗制・新宗法は、現行の「浄土真宗本願寺派宗制」および、「同宗法」を中心とする法体系の始源になっており、現行の『宗門法規』⁶⁾ 体系の中の基本法規（＝教団の憲法）として位置づけられて、今日の宗門活動の原点になっている。

なお、考察する上での原史料として、前記以外に「宗報」、「浄土真宗本願寺派宗会速記録」、ならびに「同議事録」、「本山録事」⁷⁾ 等の本願寺派教団の関係原史料を中心とし、『本願寺宗会百年史・史料編』⁸⁾、『本願寺史（全三巻）』⁹⁾ 等の史料、および当時の「本願寺新報」、「中外日報」等を用いて明らかにしようと試みる。

明治維新政府の西欧近代化の時期に制定された「集会規則」、「眞宗本願寺派寺法」（以下「明治の寺法」という。）をはじめ、宗教団体法下で認可の「旧宗制」そして、GHQ占領統治下における制定の「新宗制」および、「新宗法」への変革は、いずれも日本の激的変動期であった。歴史上の変動期に直面して来た本願寺派教団の法体系がその内に、本来的・必然的に内在する——「教義」と「教団の組織・機構・運用」——という二元化形態がどう形成・変革され、今日まで、その整合性を保ち得て来たのかについても考察する。

本願寺派教団における宗制と宗法との二元化形態による法体系が、——①本来的に、教義、歴史、伝統に基づくものなのか、②その時々の宗教法制に起因するものなのか——そして、③その時代の立憲主義思想の採用によるものなのかを考察する。

一方、占領統治によって国家神道体制による内圧が遮断させられたことは、本願寺派教団にとっても、信教の自由・政教分離の回復がなされたと見ることができよう。それはまた、浄土真宗の本来性への回帰、本願寺派教団の立教開宗への復帰を意味付けるものであったと捉えることが出来る。戦後、教団の民主化への方向転換によって、教団の信頼性回復と教団活動への法的根拠が明記

され、信教の自由・政教分離原則に基づく宗門活動の展開が始動されていく原点となった——と考えられる。

以上の推論を可能ならしめる一つの方法論として、日本国憲法的視点をベースにして、新宗制・新宗法を分析・考察する。

第一章 終戦直前・直後の本願寺派教団の法制と宗会

第一節 宗教団体系・真宗本願寺派宗制認可・宗制釈義

終戦直前・直後の宗教法制は、宗教団体系（一九三九年〈昭和十四年〉四月八日公布、翌年四月一日に施行）であった。同法は、監督・規制色が濃厚な宗教団体系統制法であり、第二条に法人化が義務付けられ、第三条には教派・宗派の管長、教団統理者の就任には支部大臣の認可を絶対条件としたのである。

本願寺派教団は、「真宗本願寺派宗制」の許可申請の時、文部省との打ち合わせにおいて、①「真俗二諦」を「王法為本」に書き変えること¹⁰⁾と、②宗派合同に含みをもたせる条項を入れることなどを認可条件として強く要求されている。それは、旧宗制第三条中の「王法為本ノ宗風ヲ顯揚又是レ立教開宗ノ本源ナリ」や、第五条中の「國法ヲ遵守シ臣道ヲ履踐シ」の文言や、第六条第一号の「特ニ皇恩ノ辱キヲ感戴シ皇謨翼賛ノ重任ヲ荷負シ敬神崇祖報本反始ノ誠意ヲ抽ツベキコト」、そして、第七百九十九条の「本派他宗派ト合併ヲ為サントスルトキハ」等の文言を入れることにより、やっと認可期限間に認可されたのである¹¹⁾。

昭和十六年三月三十一日付をもって文部大臣橋田邦彦より真宗本願寺派管長代務者宛、「昭和十六年三月二十八日附申請宗制制定ノ件認可」されている。

旧宗制の条文は、全八百三十九条で構成され、その条文中には、明治前期に始まった統括的本末関係の総体制が示されている。

終戦直前までの、「旧宗制」の国家による法的擁護は、宗教団体系であった。

さらに、本願寺派教団は、旧宗制を法的根拠として、宗派独自の『宗制釈義』^{12) 13)}、法主の「消息」等によって、教団における天皇制ファシズム国家形成に加担の実践正当性を全国の末寺・門徒に根拠づけていったのである。

なお、『宗制釈義』の「後記」¹⁴⁾には、その編纂経緯が記されている。

ここにおいて、本願寺派教団の国家への協賛体制は、「宗教団体法」→「真宗本願寺派宗制」→「宗制積義」という国家権力から本願寺派教団を通して、そして、寺院・門徒へという上意下達という教団の行政的・法的ルートによって、その趣旨徹底が画られていったのである。このような「旧宗制」施行体制の中であって、新宗制・新宗法草案起草への対応は、昭和二十年三月二十八日の第二次朝倉曉端内局（執行長は朝倉曉端、執行は、藤井玄瀛、石原堅正の二名。内局は、三名体制）時から水面下においてその体制が始められていく。昭和二十年八月十五日の終戦前は、法主、内局、宗会など全教団を挙げて、戦時遂行体制にあったが、この年の十二月までの内局、宗会における旧宗制更改＝新宗制・新宗法への始動・対応から追ってみよう。

第二章 GHQ 占領統治下における本願寺派教団の新宗制・新宗法草案作成過程

第一節 第九十八回臨時宗会議案・提案説明・審議

第九十八回臨時宗会（開会・昭和二十年十一月十二日、閉会・昭和二十年十一月十三日）は、終戦後初めての宗会である。この宗会に付された法規議案は、一、宗制附則変更案（原案可決）、二、非常措置事後承認案（原案可決）の二案である。宗会の冒頭、朝倉執行長は、その挨拶の中で、

〈前略〉尚ホ宗團法ノ廃止ニヨリマスル宗制ノ更改ヲ始メ新日本ノ建設ニ畫スベキ教化ノ新シイ方策及ビ僧俗ノ諸種ノ教育、戦争ニヨリ発生致シマスル社会的ナ災禍、禍ヒニ対シマスル厚生事業等一派ノ機能ヲ最高度ニ發揮スベク諸般ノ問題ニ付キマシテ着々是ノ目的達成工作ヲ進メツ、アルノデゴザイマス。而シテ此ノ重大轉換期ニ際シマシテ廣ク衆智ヲ集メ周到ナル用意ノ下ニ宗務ノ運営ニ違算ナキヲ期スルタメニ宗務運営調査委員ヲ委嘱スルト共ニ、調査企畫ノ完璧ヲ期スルタメニ審議室ヲ新クニ設ケタノデアリマス。斯クシテ新日本建設ノ有力ナル中核体トシテノ任務ヲ果スベキ宗門行政ノ体制ヲ整備シ是ノ實質的成果ヲ擧ゲタイト深く期シテ居ル次第デアリマス。（後略）

と、早くも宗教団体法廃止に対応する旧宗制更改を示唆している。「第九十八

「回宗會議事速記録」によると、終戦後初めての臨時宗会であり、早くも「宗制更改」・「教団の民主化」・「新日本建設」をめぐって議論が出ている。副議長鷲尾清巳が「目下、新日本建設ノ重大轉換期ニアタリマシテ…〈中略〉…新シク民主主義公論主義が発展スルコトニナリマシタ、其ノ秋ノ臨時議會、諸君ノ御自由ナル御討議ヲ願ヒタイト存ジマス…〈中略〉…日程ニ入ルニ先立チマシテ一言御挨拶申シ上ゲマス」と述べている。そして、振鈴（＝開会合図）の直後、「三十二番議事進行ニ付テ」と発言を求めた二十九番（九折仁壽）は、

「…然ルニ此ノ戦争ノ結果時勢ガ急轉直下百八十度ノ轉回ト言ヒマスカ、三百六十度ノ轉換ニ墜落シマシテ、今マデノ軍閥主義所謂官僚政治ノ総テガ葬ラレマシテ、コヽニ新シイ民主主義所謂自由主義ノ思想ト變ッテ参リマシタガ、此ノ秋ニアタリ…〈中略〉…宗門ノ所謂御當局ガ一應総懺悔ノ範ヲ示サレマシテ、コヽニ新シイトコロノ新鋭ナル人ニ内局ヲオ譲リシテ戴イテ、サウシテ暫クハ、御當局ニ休ンデ戴イテハドウデアラウカ（拍手）、サウ云フコトヲ御當局ニ質問シタイノデアリマス」

と、早くも内局の辞職について質問している。この質問に対し、番外一番（朝倉曉端執行長）は、「…此ノ未曾有ノ歴史的轉換期ニ際シマシテ、我が宗門トシマシテモ、飛躍的切り換ヘヲ要スル点モ多ク感ゼラレ、今後宗門ノ経営、宗務ノ運営ニ関シテハ実ニ慎重ニシテ且ツ果敢ナル施策ヲ要スルモノト深く信ズルノデアリマシテ、〈中略〉…何卒此ノ重大時局下宗門護持ノ大任ヲ果サントスル我々ノ微衷ヲ御汲ミトリ願ヒマシテ和衷審議御協賛アランコトヲ切望……」と答弁し、内局総辞職には反対する。

議會審議の中で、五十九番（花月純誠）は、「一度宗制ヲクツテ見ルト第一頁カラ終リマデ悉ク私ハ訂正シナケレバナラヌモノヲ発見スル」、「御法主様ト末寺門徒ヲ直結スル為ニハ、是ノ外ノ悉クノ封建的ナ制度ヲ」廃止し、「此ノ秋コソ眞ニ一大革新ヲナス秋デアルト考エテ居ル」と提案している。

次に、五十六番（内藤嶺外）は、「末寺ノ各々新シキ民主的ノ意見モ聴キ、…〈中略〉…全部信徒ノ聲ヲ聴ク迄ノ考ヘガアラウカ」と述べ、「宗團法ノ第二條ニ法人ト規定サレテ居ル、勅令第三條ニ於テ、第二條の條文ニヨリ世襲ヲ

許スコトニナツテ居ル。又宗制第五百四十條ニ末寺寺院ヲ世襲トス。ト規定サレテ居リマス。此ノ法人タル寺院住職ヲ特ニ世襲ヲ許サレタルハ謂ハゞ親心的、餘宗ニナク眞宗独自ノモノデアル。此ノ世襲ハ日本ノ美点、家族制度ノ賜デアルト信ジマス。然ルニ将来ニ向カッテ眞ノ民主主義ニ改変サレツゝアル新日本ニ於テ、宗教法人ノ住職ヲ依然世襲ヲ託サルベキヤ」と言い「コノ際常会運動ヲ強調スル以外、全力ヲ注イデ方策ヲ講ズベキデハナイカ」と、その必要性を切望している。

また、十四番（柴田政文）は、普通選挙制度に関連し、「本派ニ僧籍ヲ有スル二十才以上ノ男女」に選挙権を与えることや、「教務所長の公選」について、質問している。これらの質問に対し、番外一番（朝倉執行長）は、来るべき宗教団体の廃止に備え、現行宗制（＝旧宗制）により当分の間、法的対応することについての執行長提案を行い、旧宗制の全面更改を伺わせる答弁を行っている。結果、宗議会議員全員一致にて、新宗制・新宗法制定までの期間を、現行宗制（＝旧宗制）にて対応することを確認している。

第二節 第九十九回定期宗会における新宗制・宗法制定への対応

第九十九回定期宗会（開会・昭和二十一年二月二十七日、閉会・昭和二十一年三月三日）は、出席議員四十九名。執行長以下、出席宗務員（＝説明員含む）二十名が出席して開議された。

まず、番外一番（朝倉執行長）は、執務方針演説の中で、「〈前略〉最モ重要ナ宗制ノ根本的更改デアリマスガ、飽ク迄、本宗ノ歴史的傳統精神ノ眞髓ヲ把握シテ同朋教團ノ眞面目ヲ發揮シ、清新澆刺タル宗團経営ノ基盤ヲ確立シタイト念願シ居ルノデアリマシテ、コレガ制定ニハ、特ニ門末ヲ代表セラレル議員各位ノ愛宗護法ノ熱意ヨリ、絶大ナル御協力ヲ乞ヒタイノデアリマス。〈後略〉」と、昭和二十一年度における宗政推進への所信を述べている。

このように、この宗会では、第九十八回宗会時よりも、宗制更改への方向は具体化して、①歴史的傳統精神の眞髓の把握、②同朋教團の面目發揮、③宗門経営基盤の確立を念頭に対処したいと、述べている。提出された法規議案は、宗制変更議案（一号・二号）であるが、いずれも修正可決されている。（案件

は、戦時中における非常処置の法的解除を内容とするもの。

次に、この宗会における一般質問と執行長答弁について、「第九十九回定期宗會議事録」により議論の要点のみを拾ってみよう。

第一日は、下記のとりの議論がみられる。

- 四十五番（南部法電）は、①「教團行政機構ニ就テ」、②「選挙法改正ニ就テ」を質問しており、朝倉執行長は「宗制更改ニ於テ整理シタキ旨」と、早くも宗制の更改により、集約したい旨を答弁している。
- 十一番（菅原賢仁）は、①「教團ノ民主化ニ就テ」を質問。これに対し執行長は「新日本建設ニ副フベク、目下研究中の旨」と答弁。
- 二番（土原行圓）は、①「供米運動ニ就テ」、②「神社ニ對スル態度ニ就テ」、③「衆議院選挙ニ就テ」を質問。執行長は答弁として、①「選挙運動ハ結果トシテ成功」、②「神社問題ハ、目下審議研究中」、③「本派出身衆議院候補者ニ對シ極力應援ノ旨」答弁している。

第二日には、宗制全面更改に関する「建白書¹⁵⁾」が提出されている。

建白書提出のあとの質問・答弁を「議事録」により見てみよう。

- 六十一番（兼安英哲）は、「中央集権ヨリ地方分散方針ヘノ具体案」を質問。朝倉執行長は、

「教化活動ノ地方的強化ト事務方面モ若干分散スル旨」を答弁。続いて「地方強化ハ宗務所ヲ中心トシ人ヲ派シテ強化カ又地方自体ノ強化ナリヤ」を質問。執行長は、「両々相待ッテ行ク旨」と答弁している。最後に、議事録には、「兼安議員ハ法主猊下ト末寺住職並ニ門信徒トノ直結ノ出来ル様宗制ニ改定サレタキ旨希望ヲ述ブ」

と記録されている。

- 六十三番（阿部慶昭）は、「現在ノ宗制審議會ト宗會ヲ解散シテ新ラシク選出サレタルモノニヨリ宗制ヲ改定サレタキ希望ヲ」述べたのに対し、執行長は、「解散ノ意志ナキ」を答弁している。
 - 三月三日には、六十四番（藤音得忍）が、「宗教法人令¹⁶⁾ト教團ニ關シ」質問。石原執行は、「宗制變更ニ於テ考慮ノ旨」——と答弁している。
- なお、この宗会で採択となった「建議案¹⁷⁾」、「建白」は、下記のとおり。内

容は、全て宗政の民主化に関することである。

- 一、教務所長公選ニ関スル建白（採択）
- 二、教務所長公選ニ関スル建議案（可決）
- 三、同朋救護実働開始ノ建議案（可決）
- 四、宗制更改ニ関スル建白（民主的宗制審議機構設置ノ件）（採択）
- 五、富山教区ニ関スル建白（採択）

なお、三月三日、全日程を終了・閉会している。

第三節 草案起草過程（GHQ・政府の憲法制定過程と新宗制・新宗法草案作成）——昭和20年～昭和21年——

次に、昭和二十年二月から、昭和二十一年六月までのGHQ、政府の憲法制定過程と新宗制・新宗法の起草・草案作成過程とを、年表にすると次のとおり、同時期である。

●……本願寺派 ▲……GHQ ■……政府

◎昭和二十年

- 二月二十七日から三月三日まで 第九十六回定期宗会開会。挙派特攻の強力施策を審議、決戦決議案を可決（「第九十六回定期宗会議事録」）。
- 三月二十八日 第二次朝倉曉端内局発足（執行長・朝倉曉端、執行は、藤井玄瀛、石原堅正の二名、内局は計三名。なお、増山顯珠は、昭和二十一年一月十日執行に就任。この四執行は、第百回臨時宗会後の昭和二十一年九月十二日総辞職）。
- 四月一日 戦時宗門総監部設置等文部省より認可。宗務出張所を増設（「本山録事」）。
- 五月十四日 第九十七回臨時宗会開会—戦時非常措置事後承認案など協議（「第九十七回臨時宗会議事録」）。
- 五月二十一日 法主消息発布。
- 八月一日 戦災處理事務所設置。
- 八月十四日 御前会議、ポツダム宣言受諾を決定。
- 八月十五日 天皇「終戦」の詔書放送。
- 八月十五日 法主「上御一人の大御心を奉戴し、その御命令のままにひたむきに随順することが国民のとるべき道」と談話。
- 八月十八日 朝倉執行長、全宗務員に訓示。

- 八月三十一日 戦時宗門行政の諸機関（宗門總監部、宗務出張所職制、戦時事務統監部職制）、並びに、戦時関係諸法規などを廃止。
戦時教学指導本部を教学指導本部に、戦災處理事務所を羅災處理事務所に改める（「宗報」）。
- ▲ 九月六日 トルマン大統領「降伏後における米国の初期対日方針」を、マッカーサー元帥に指令。
- ▲ 九月九日 マッカーサー元帥、間接統治、自由主義助長などの日本管理方式につき声明。
- ▲ 九月十日 GHQ、言論・新聞の自由に関する覚書（プレス＝コード）を出す。
- 九月十五日 文部省、「新日本建設の教育方針」を公表（国体護持、平和国家建設、科学的思考の養成を強調）。
- 首相官邸において、宗務長合同会議。管長、朝倉執行長出席。
- ▲ 九月二十七日 GHQ、文部省に対し、宗教行政に関する一切の資料を十月一日までに提出することを命令。
- 九月二十八日 法主、門末に「承詔必謹ノ下、国體ヲ護持シ奉リ、信義ヲ篤クシ、敬愛ヲ旨トシ」で、「真宗念佛行者ノ面目ト謂フベシ」との消息発布。
- 九月二十九日 宗門運営調査委員を発足。
- ▲ 十月四日 GHQ「政治的、社会的及び宗教的自由に対する制限除去の覚書」（＝人權指令）出す。近衛國務相、マッカーサー元帥と会見、憲法改正につき示唆を受ける。
- 十月五日 東久邇宮内閣総辞職。
- 十月九日 幣原内閣成立。
- ▲ 十月十一日 マッカーサー元帥、幣原首相に口頭で指令。——五大改革を要求（①婦人解放、②労働組合結成、③教育民主化、④秘密審問司法制度撤廃、⑤経済機構民主化）。近衛文磨を内大臣府御用掛に任命、憲法改正の検討に着手。
- ▲ 十月十四日 第六軍付従軍牧師長来山——ポック牧師、情報部長ラッグラス大佐、将校数名と同伴して本願寺派教団に五項目を質問。
- 十月十五日 治安維持法廃止（財閥解体開始）。
- 十月十五日 文部省、教学局を廃し、社会教育局に宗務課を設置。
- ▲ 十月二十二日 GHQ、軍国主義的超国家主義教育の禁止を指令。
- 十月二十五日 政府、憲法問題調査委員会設置。
- 十一月二十日から十二月二十一日まで 朝倉、藤井、石原の三執行、全国を巡回。同

朋互助門末共励運動を展開。〈「本願寺新報」、一月二十五日〉

- 十一月七日、八日 宗政の最高諮問機関として、宗門運営調査委員、第一回会議開催。
- 十一月十二日、十三日 第九十八回臨時宗会開会—内局解散要求出る。宗門再進発の方策を審議。宗教団体系廃止に備え、旧宗制を当分の間、現行法として適用することを執行長が提案。議場一致にてその対応確認。
- 十一月二十二日 近衛文麿、帝国憲法改正要綱を天皇に報告。
十一月二十五日 大谷派、第一回宗制審議会開会——三位一体、宗議会構成、将来の教学について検討〈「中外日報」十二月一日〉。
- 十一月二十二日 宗制審議会開会——①「法主存続論」と「法主・管長別置論」を論議する。②地方教務所長の公選、③壇信徒宗会を作れとの意見出る。〈「本願寺新報」、十一月二十五日〉。
- 十一月二十六日 第八十九臨時国会召集（十二月十八日解散）。
- 十二月八日 宗制審議会規程施行。内局に属し、執行長の諮問により、宗制更改に関する事項を審議。委員は執行長、執行、学識経験者。宗制審議会に特別委員若干名を置く。宗制審議会委員の中から執行長が任命〈「宗報」〉。
- 十二月八日 松本内閣相—天皇の統治権総覧は不変など、憲法改正四原則を発表。
- ▲ 十二月九日 GHQ、農地改革に関して指令。
- ▲ 十二月十五日 GHQ、国家と神道との分離を指令（＝神道指令）。
- 十二月十七日 衆議院議員選挙法改正公布（大選挙区制、婦人参政権等）。
- 十二月二十二日 労働組合法公布。
- 十二月二十二日 宗教団体系撤廃に伴い新宗制案を練るため宗制審議会総会開催。管長世襲制を論議。
- 十二月二十八日 宗教団体系廃止、宗教法人令公布・施行。

◎昭和二十一年

- 一月一日 天皇、神格否定宣言。
- 一月七日 法主、事務開始式にて教辞。朝倉内局第三次改選。
- 一月十日 増山顯珠勸学、執行に就任〈「本山録事」、「本願寺新報」、一月二十五日〉。
- 一月十三日 八藤会は、立命館大学学長末川博より時事問題について聴く〈「本願寺新報」〉。

- 一月二十三日 宗制改正のため、法制部を独立し、宗制制定事務所開設（「本山録事」）。
- 一月二十三日 宗達第一号で宗制制定事務所職制（全九条）発布。第八条に起草委員設置の文言あり（「本山録事」）。
- 一月二十五日 長谷山正観（新宗制・新宗法起草委員の内の一人、本願寺派法律顧問、弁護士）——「本願寺新報」に「宗教法人令と宗教の民主化」を掲載。
- 一月二十六日 「中外日報」には、「新宗制制定、西本着手に入る」との見出しで「宗団法廃止後の宗制改正を根本的になすため西本願寺では、いよいよ宗制制定事務所を開設するので、之が職別を公示した。この内容は、所長、賛事、録事の外、一派の内外より宗学及び法制に堪能な者を起草委員として任命委嘱する。委員の詮考は、既に了して二月早々から会議を続行する」との記事を掲載。
- 一月三十一日 戦争法規の全部を一掃（二月二十三日〈「本山録事」〉）。
- 二月一日 宗制制定事務所開設。「一派の内外より宗学及び法制に堪能な人材を起草委員として任命・委嘱」。
- 二月二日 東・西本願寺全国常会、東本願寺宮御殿にて開催。長谷山正観「宗教法人令と民主化」講演、午後は、朝倉執行長を座長にして懇談会。
- ▲ 二月三日 マッカーサー元帥、憲法改正三原則を民政局に指示。
- 二月八日 政府、憲法改正要綱（松本試案）をGHQに提出。
- ▲ 二月十三日 マッカーサー草案（GHQ案）を総司令部より手交。
- 二月十三日・十四日 宗制特別委員会開催、基本協議を行う。
- 二月十五日 参議会開催。民主主義と真宗教学の問題など協議。
- 二月二十一日・二十二日、宗制制定事務所は、二十三日の宗制審議会開催のため、これに先立ち二案の草案を作成用意。宗制審議会の特別委員会（千葉康之、梅原眞隆、田丸道忍、花月純誠、藤島祐寛、長谷山正観等）で、草案二案を作成。その大様は、問題の法主・管長別置説と同一人者の両案で、技術的な面では、①現在の宗制の如く雑然と全部を網羅形した形式のものと、②舊宗制・寺法時代の一派の根本プリンスプルを規定した部分と、一般的宗規とを分立した形式のものと両傾向を現したものを用意立案（「中外日報」、二月二十三日）。
- 二月二十三日 宗制審議会開催。
- 二月二十五日 宗会招集日一議員主催懇談会を開き、末川博、長谷山正観より民主主義についての講演を聞く。

- 二月二十七日から三月三日まで 第九十九回定期宗会開会。

執行長は執務方針演説において、宗制の根本的更改は、一派として歴史的伝統を把握して、宗団経営の基盤の確立するための方針を述べる。

- ▲ 二月二十八日 アイフルバーカー中将の八軍が進駐。
- 三月三日 第九十九回定期宗会において、「宗教になった神社問題について」質問・答弁あり——神社への防衛論出る。
- ▲ 三月五日 米国教育使節団来日。
- 三月六日 政府、憲法改正草案要綱を発表（国民主権、象徴天皇制、戦争放棄を規定）。
- ▲ 三月二十日 極東委員会「新憲法の制定過程で日本の世論を尊重せよ」と公表。
- ▲ 四月四日 第一回対日理事会で、マッカーサー新憲法の覚書強調。
- 四月十日 第二十二回衆議院議員総選挙、宗会議員花月純誠¹⁸⁾、当選。
- 四月十七日 政府、「帝国憲法改正草案」を発表（平仮名、口語体）。

- 四月二十日 「中外日報」は、「西本願寺の新宗制編成は、法制部新設により具體體的進捗をはかることになったが、新宗制の根本方針として『「法主制」廢止説（甲案）』と『「法主制持續説」（乙説）』の両案を廣く門末に内示して意見を求めていた」が、結局、法主制を存置することに決定している。「法主が宗團の外に雲隠れした『生き佛さま的』に責任のない地位につく所謂『法主制廢止説』は、非民主主義的思想の甚だしいものである。本願寺は、宗祖以来民主主義の徹底的形態たる御同朋御同行主義であって、寺法第二條に『本山は、派内の末徒を統轄する所なれば一派の共有にして云々』とあり、宗制的にも民主主義があまりにも明瞭に示されて居る。だから法主制廢止は時代逆行の封建思想であり民主主義時代は法主も末寺住職も全て『特権階級的』な無責任の地位を認むべきではないといふこと。その他歴史的にまた教團の特殊性から全輿論は全く世間の所轄、法主制廢止は非時代的、非民主主義的と結論され、十八日に法制部の初會議に之を採り上げられ原則として右の乙案の宗制に基き改善を加え編成することにいよいよ進むこととなった。…」と掲載。法主持續説の態度を決定。

なお、四月二十六日付の「中外日報」には、見出し「大綱審議結了——西本新宗制案——」と題し、「西本願寺宗々制に關しては、先般来光照法主、光明氏を初め内局、法制部を中心に屢々會合熟議し、二十三日最終的な大綱を得たので法制部で條文化し、之を近く特別委員會にかけ、最後に宗會議員を總委員として練り臨時宗会で決定するのは、六月頃だらうと見込まれるに至った。」との記事を掲載。

- 五月三日 「新宗制基礎案」を、五月三日の全国教務所長会にて提示。広く門末の批判を聴取。
法主、宗派行政、立法権、司法権、宗会の二院制、執行長・教務所長の公選、寺院、僧侶、坊守等、門徒会、宗門投票制等について掲載（「中外日報」、五月四日）。
- 五月十六日 宗門運営調査員会議開催。
法主、光明氏の下に、近松尊了、千葉康之、藤音得忍、梅原眞隆、羽溪了諦、相川鐘道の六名。
- 五月十七日から五月十九日まで、宗制審議会を開催。「西本願寺新宗制の根本方針に決定したことにより、具体的な討議を加えるため、内局、宗会議員（全部）、宗教関係、特殊研究者、宗務出張所長、教務所長の各界代表七十名をもって組織任命」（「中外日報」、五月八日）。この内から「宗制審議会特別委員会」を組織。なお、特別委員は十五名。「尚ほ、審議会の參與は本山各部々長と全教区教務所長」。
- 六月三日 朝倉執行長——「一千万同信に要望す」と訴える。（「本願寺新報」、六月二十五日）
- 六月十日 第九十特別国会（憲法議会）召集。

第四節 草案作成過程——全国教務所長会に提示の基礎案——

草案の前提となる「基礎案」なるものが存在したことが、昭和二十一年五月四日付の「中外日報」の第二面の記事から伺い知ることができるので紹介する。

五月三日、全国教務所長会に提出の資料は、今のところ未見であるが、次の二次的資料により、その概要を知ることは可能である。「中外日報」の記事を紹介する。

（△以下が記事本文）

△ 新宗制案の骨子——西本願寺、所長会に提示。

△ 西本願寺新宗制基礎案は昨三日の全国教区所長会に公表された。勿論この基礎案に對し廣く門末の批評を當局は歓迎している。

その要旨は、

△ 法主に就て 法主は一派の統率者、代表者で、而して一宗安心の裁断者である。宗派法人の主管者亦法主である。

上の記事を草案条文、制定条文と比較して説明すると――

この段階（五月三日）では、「門主」の名称はまだ使用されてなく、宗派・法人の主管者と捉えている。宗会議論の中では、門主の地位と責任論の立場から議論が見られるが、結果、宗派の主管者（法的責任者）については、宗教法人令の規定する「主管者」を根拠に、宗政上の三権（宗政権＝宗政総局、立法権＝宗會、司法権＝審判院）の各々の長が、担当することになる。このことについては未定であったことが判かる。なお、「基礎案」と称している点に注目したい。

△ 宗派行政　内局によってこれを行はれ、その責任は内局がこれを受ける（たとへば宗派役職員の任免の形式は法主の名によりなされるがその責任は内局にある）。

△ 立法権　宗會がこれを行ふ。宗會の召集、解散は「内局」に権限があるとする。しかし、宗會は内局に對する不信任権があり、また、ある数の要求で宗會召集をなさしめ得る。

△ 執行長、教務所長は公選とする。

上の記事を説明すると――

教務所長会の段階では、旧宗制上の「執行長」という名称が使われ、説明がされていたと考えられる。草案発表時には「總長」と変更されたのである。

總長公選については、新宗法第三十八条に規定されている。草案では、「總長は僧侶の中から別則（＝「總長選舉規程案」）の定めるところによって選舉され、門主が、これを任免する」と規定されている。宗政の責任を管長から公選の宗務総長に移行し、宗會に完全な立法権を与えるという変革がみられている。

△ 宗會は二院制　宗會（假名）は第一部、第二部とよりなる。第一部は、僧侶のみ（男女僧の別なく）又坊守職（住職夫人）として三年以上経過せる者を有資格者とする。第二部は、門徒會とし、半数は特選で、半数は選舉による。

預算案は第二部會が先議権をもち、教化案は第一部が先議権をもつ。

尚ほ、「常在議員」制も考えられ、宗会休会中のことを処理せしめる。

上の記事について説明すると――

宗会は、二院制（第一部は僧侶のみ（男女の別なし）又は坊守として三年以上経過せる者で構成、第二部は門徒会。内半数は特選、半数は公選による選挙。各々先議権を持つ。宗会の休会中は、常在議員制を考えられていたことがこれによって証明されたが、草案条文も制定条文も「宗会は、公選された僧侶の議員で組織する」となっており、五月三日の教務所長会に提示した時より後退した形になった。

なお、門徒会については、草案条文には宗法第七章第七節に門徒会の節を設け、第八十三条から第八十七条に亘って規定している。宗会に門徒の代表が僧侶議員と同一の資格で参加するのは、一九五〇（昭和二十五）年になり、宗会史上初めて実現される。同朋教団としての自覚という視点から考えると、戦後の民主化教団の実現を目指すものとの意向から基礎案の中に採り入れられたものと考えられる。

△ 司法権 審判局（以上全て假名）にある。

△ 司法の審判局に就て、監事部（検事局にあたる）と審事部（判事）の二つからなる。その他、内局で立法した「宗制」の可否當否を審判する。

（新憲法七十七條に倣い米國の大審院制をも参考とす）。

上の記事について説明すると――

草案では名称が「審判院」となり、宗門の司法と会計検査を行うと規定される。

ここで括弧の中の「新憲法七十七條を倣い米國の大審院制をも参考とす」の文言に注目したい。この「新憲法七十七條」とは、「憲法改正草案要綱」（昭和二十一年三月六日発表）の第七十七條、もしくは、「帝國憲法改正草案」（昭和二十一年四月十七日発表）の第七十七條の両法案に規定する「違憲立法審査権」のことであろう。

本山当局は、この時点でこの憲法改正草案要綱と帝國憲法改正草案の条文等にも敏感に注目していたのであろう。条文起草作成の段階で、GHQ草案や政

府の憲法構想に影響を受けていたことになろう。この基礎案の段階において、早くも条文に「現代立憲主義」が導入されていたといえる。草案では、「審判院」となり、宗門法規の審査権を持つことになる¹⁹⁾。

△ 門徒投票制 一種の國民投票に模すべきもので暴政者が現れたやうなとき門末が投票して宗會を解散せしめ内局を打倒し得るものである。

草案では、「宗門投票」²⁰⁾ という用語に変わる。僧侶だけの投票でなく、門徒も入っての宗門という意識が本山当局の中に存在していたものと考えられる。

以上、「基礎案」なるものが、草案に至る前の段階であるが、宗門の将来を見透し、同朋教團、民主主義的志向により起草・作成されている。かような考えを本山当局・起草者が持たざるを得ない段階になっていたことがわかる。

基礎案が、教務所長會に提示され、意見聴取され、その後、宗制審議會等において検討の上、宗会上程議案として作成されていたのであるが、宗会の二院制については、基礎案の段階では、教務所長に提示されていたにもかかわらず、結局、採用されなかったのである。

草案に至らぬままに葬り去られたのであるが、本願寺派教團の宗会民主化に連なる構想が、基礎案の段階では存在していたことだけは確かである。

第五節 公表草案条文〈未定稿〉の要点

一九四六（昭和二十一）年七月二十五日付、第一千四十五号の「本願寺新報」²¹⁾ に「宗立教の本旨に則り、一新宗制・宗法の草案成一同朋教團の性格を明確に規定」と見出しをつけ宗派内に、新宗法および新宗法の〈未定稿としながらも〉全条文を掲載して周知・徹底がなされている。掲載の新宗制・新宗法草案（本稿には、全条文の掲載は不可能であるため）変革の要点を、以下に紹介する。

まず、①「立案に當つては、宗祖の立教の本旨に徹し、同朋教團の性格を最も明確に打ち出すべく」、②「特に従来の本山、門主、寺院、門徒等の組織、財政の根本觀念等、未曾有の一大變革期に當面する教團の基本的方向を決すも

のだけに、滔々たる民主主義、言論自由の奔流の響をききつゝ、當事者は日に夜をつぎ黙々苦辛研鑽を続け、編纂に従事した。

- ③教団の根本法体系については、「新しい規則は、宗制、宗法を以て最高の規則とし、これに基づいて法度等の規則を定めること」とした。
- ④新宗制・新宗法・法度等の法体系は、「宗門行政運営を圓滑ならしめん」ことを目的とする。
- ⑤「宗制」は五章。「宗法」は百三条より成る。いずれも口語体で、平仮名を用いる。
- ⑥別に「別則」として、門主相承規範、宗門投票規程、宗制總局職制、總長選舉規程、勸學寮規程、得度式規程、歸敬式規程、入門式規程の八草案が出来ている。
- ⑦今後この草案は、「各々八月二十一日より順次開催の參與會、特別委員會、審議會、勸學寮會議、九月一日、二日の宗務顧問會議等の議を経て第百回臨時宗會に上程される筈である。」と説明。

次に、「花田法制部長談」とする「宗制の改正について」の記事には、草案の改正要点が総説されている。

- ① 現行宗制（旧宗制）は、羅列的・統括的であるのに対し、新宗制・新宗法草案は、基本的条項についての組織的構成を企画したものである。
- ② 現行宗制中²²⁾の教義に関する部分を「宗制」として別に出し、宗門運営に関する基本條項を「宗法」として規定し、宗法を運用する上で特に必要と認めるものを「別則」とした。
- ③ 冒頭の「(浄土) 眞宗といふカッコは種々事情があつて、いま直ちに浄土眞宗と稱せられないが、このカッコは取って除きたいと考へてゐる」と説明。明治以降の眞宗教団史上、この新宗制・新宗法草案において初めて「浄土眞宗」の文字を用いた。

つづいて「各説」と題して、特に新宗法草案条文について、以下の変革諸点(旧宗法と比較して)を掲げている

- (1) 現行宗制の「法主」を新宗制・新宗法では、「門主」とする(第六条)。門主は「門主相承規範」に基づき継職(第七条)。宗意安心に関する正否を裁断する(第八条)。門主は、宗務機関の申達によって宗務を行う。拒否権、干渉権は有しない(第九条)。(2) 寺院、教會等の区別を廃し、寺格制度を撤廃する(第十五条)。(3) 「坊守職」の新設(第二十二條、第二十三條)。(僧侶の中で男女の差別を設けない。)(4) 門徒の構成単位を個人とし、宗徒とした。(従来、檀家として家を単位にしてゐる)「入門式」を規定(第二十五條)。(5) 「宗務」を「宗政」、「立法」、「司法」の三獨立部門に分つ(第三十一條)。宗政－宗政總局(總長、參務)、立法－宗會(特選議員廃止)、司法－審判院(特別、普通、會計検査)。(6) 宗政總局 總長(僧侶)は、總局を代表し宗政各部門を指揮監督す(第三十八條)。總長は、總長選舉規程に基づき選挙されたものを、門主が任免(第三十九條)。(7) 地方組織(教區長の公選)(第四十八條から第五十一條)。(8) 「宗會」法度は宗會の議決によって成立する、常置委員會の新設(第五十二條から第六十二條)。(9) 「審判院」については、第五節で規定。特別部は法令審査権を有す、會計検査も行ふ(第六十六條、第六十八條)。(10) 「財政」豫算不成立の場合における臨時豫算の作成(第八十一條)。(11) 「門徒會」の新設、第七節(第八十三條から第八十七條)で規定。宗政機関の「諮問機関」として、四事柄を審議(第八十六條)。(12) 「宗門投票」の新設は、第九章の第九十三條、第九十四條で規定。宗門の組織の重大な変革、宗門の安危に関する重大な事柄につき、門主または門末の発意に基づき宗規の定める規定によって行はれる(第九十二條)。なお、宗門投票は、宗門一般の投票によって、前條に定めた事柄について、本宗門の意志を決定する最終的方法である。従つて、その結果は、宗門の總意として、何人もこれに従はなければならない(第九十三條)。
- (13) 宗制、宗法、別則の改正は、宗門投票にかけることができる。
- (14) 新宗制・新宗法は発付の日から六か月後の昭和二十二年四月一日から施行。

第六節 草案公表以降、宗会上程までの内局の対応

未定稿としながらも新宗制・新宗法の草案は、七月二十五日付「本願寺新

報」により、本願寺派宗門内には、周知・徹底が画られた。その後、八月六日午後、本山＝本願寺の飛雲閣で新聞記者と会見し、公表されたのである。

ところで、昭和二十一年の六月・七月、八月には、政府、国会でも新しい憲法（＝日本国憲法）制定を目指しての最終調整段階に達した時期であり、本願寺派教団だけでなく、真宗大谷派教団でも憲法制定状況を見据えながら、草案を完全な内容・条文にして行く作業が行われている。その後、本願寺派教団の場合、八月二十一日より順次開催された参議会、宗制審議会、勸學寮、九月一日・二日の宗務顧問所会議への説明が内局から行われ、審議されている。それらの会議を経て修正され、第百回臨時宗会に議案として上程されたのである。

その関係・経緯について、昭和二十一年六月中旬から、第百回臨時宗会直後に至るまでの期間の本願寺派教団と当時の政府の並行した姿を、「本願寺新報」、「中外日報」等を史料として、検証してみることにする。

- 六月二十日 第九十帝国議会＝特別国会（憲法議会）開催。憲法改正案提出。
- 六月二十二日 宗教関係代議士協議会を開催。（宗会議員で、衆議院議員に初当選した花月純誠も参加）宗教連盟、文部省宗務担当者も出席。憲法改正案の宗教関係条項についてGHQ、政府に陳情。
- 七月十七日 衆議院の憲法委員会で、第十八条について佐藤義詮、田中文部大臣と議論。
- 七月二十三日 真宗本願寺派・本願寺で開催の真宗協会（真宗十派で結成）の席上で、「浄土真宗」の宗名公称について話し合うが、その決定は持ち越しとなる。
- 七月二十五日 本願寺派教団は、「本願寺新報」に新宗制・新宗法草案（未定稿）を掲載、解説。宗派内の周知徹底を画る。
七月三十日 真宗大谷派宗制調査会終る。
- 八月六日 本願寺派教団は、飛雲閣において新宗制・新宗法草案を宗門外に公表。
八月十四日 真宗大谷派、九月十日からの臨時宗会に新宗憲の上程を決める（九月二日、三日草案決定、全文十四章百八條）。
- 八月十五日 宗教的情操教育「函養に関する決議」が衆議院本会議に上程、多数をもって可決。
- 八月十七日 部長研修会を開催。（法主制、社会主義、民主主義等を検討）。
- 八月十八日 花田信之法制部長、八藤会に草案の立法精神について説明。

- 八月二十一日・二十二日 本願寺派參與会で草案を審議。
- 八月二十三日 宗制審議会の特別委員会開催。
- 八月二十四日 衆議院、憲法改正案を修正可決。
- 八月二十五日 八藤会、朝倉内局と会見。三項目からの根本的問題を質問、「当局は本山に忠ならず」と表明。
- 八月二十五から三十一日まで 全宗会議員による宗制審議会を開催。
- 八月三十一日 「中外日報」は、「宗政的にも法律的にも難航の西本の宗制審議」との記事を掲載。
- 八月三十一日 勸学寮と協議。
- 九月一日・二日 宗務顧問所会議で新宗制・新宗法等の草案を審議。
- 九月三日・四日・五日 第百回臨時宗会開催。新宗制・新宗法、七規程案を上程可決。「門主相承規範」は、宗会に上程せず。他に財務議案・道義昂揚決案可決。
- 九月十一日 新宗制・新宗法認許、発布。
- 九月十二日 朝倉内局辞職、藤音得忍執行長に就任。
九月二十四日 眞宗大谷派宗憲発布。
- 九月二十四日 衆議院、憲法改正案を修正可決。
- 十月六日 貴族院、特別委員会の憲法改正修正案を可決。
- 十月七日 衆議院、貴族院修正の憲法改正案に同意、日本国憲法成立。
- 十月十六日 吉田首相と両本願寺懇談（京都）。
- 十月二十日から二十四日まで 第百一回臨時宗会開催。
- 十月二十五から二十六日まで 全国教務所長会議を招集。
- 十一月三日 日本国憲法公布。

第三章 第百回臨時宗会と議案審議・議論

第一節 宗会構成——特選・公選議員と内局——

第百回臨時宗会時の宗会議員構成は、旧宗制第七十三条に基づき、「宗會ハ特選議員及公選議員ヲ以テ」組織されている。全体の議員数は、六十九名である。この内、特選議員については、第七十五条の規定「特選議員ハ管長之ヲ任命ス。特選議員ノ数ハ十五名以内トス」に基づいているものであり、この

時の十五名は、昭和十九年十月二十八日付で、法主より任命されたのであった。なお、特選議員の起源は、明治十三年の集會規則草案（第四条）にまでさかのぼることができる。

一方、公選議員については、旧宗制第七十六条に「公選議員ハ各選挙區ニ於テ四年毎ニ之ヲ選挙ス」と四年毎行われる総選挙により各選挙区（＝教区）より選出されるとし、同第七十七条では、「議員ノ任期ハ總選挙ノ初回ノ宗會開會ノ當日ヨリ次期總選挙後ノ初回ノ宗會開會ノ前日迄トス」とあり、特選議員との任期を比較すると、その任期において大差が見られるのである。

なお、公選議員の選挙権及び被選挙権については、旧宗制第七十八条に条文がある。選挙権を有する者は、僧侶のみであって「男子タル教師ニシテ年齢二十年以上ノモノハ選挙権ヲ有ス」としている。選挙される僧侶は、「男子タル教師ニシテ年齢二十五年以上ノモノハ被選挙権ヲ有ス」と、被選挙者と選挙権者との間には五年の年令差があった。

第百回臨時宗会時の公選議員は、昭和十九年十月二十二日の宗会議選挙実施により第九十八回臨時宗会時から第百一回（開会・昭和二十一年十月二十日、閉会・昭和二十一年十月二十四日）まで一名を除き、同じメンバーであることにも注目したい。

この時の「内局」は、「執行長」一名と「執行」三名計4名によって組織されている。（第六十七条には「内局ハ左ノ宗務役員ヲ以テ之ヲ組織ス、執行長一名、執行若干名」とある。執行長は朝倉曉瑞、執行は、藤井玄瀛、石原堅正、増山顯珠の三名である。

番外一番・執行長の朝倉曉瑞は、第八十四回から第八十六回まで「執行」を経験し、終戦前の第九十四回定期宗会（開会・昭和十九年二月二十日、閉会・同年二月二十七日）から第百回臨時宗会まで、七期に亘り継続して執行長を勤めている。第百回臨時宗会時は、第五選区（福井）からの公選議員であった。（それ以前は特別議員の経歴を有していた。）執行の石原堅正、藤井玄瀛の両名は、終戦直前の第九十七回臨時宗会（開会・昭和二十年五月十四日、閉会・同年五月十四日）から入局し、第百回臨時宗会まで執行を勤める。増山顯珠は、第九十九回定期宗会から入局した学庠関係者である。

執行長、執行の任免は、旧宗制第三十九条に「管長ハ宗務機関ノ職制ヲ定メ及宗務員ノ任免其ノ他ノ進退ヲ行フ」との規定に基づき任命されたのである。

ところで、議長・副議長の任命であるが、旧宗制第二百七十九条に基づき、「(宗會開會ノ前日各二名ノ候補者ヲ議員中ヨリ選舉セシメ其ノ中ヨリ管長之ヲ任命ス」とある)任命されたと考えられるが、議長千葉康之、及び副議長鷲尾清巳は、第九十七回臨時宗会（開会・昭和二十年五月十四日、閉会・五月十四日）以来、引続き両人が第百一回宗会まで連続してその職に就任している。

管長（法主）から直接任命の特選議員は、いずれも戦前・戦中から宗会議員であることや、連枝、執行長経験者、学庠関係者であり、各々法主の意志が反映されるべく期待されていた人達であるといえる。

なお、第百回臨時宗会においても、特選議員が、宗議会運営上重要な地位に就いている。藤井と石原は執行、千葉は議長、鷲尾は副議長である。

一方、公選議員は、各教区の代表者であり、その質問・議論の背景を考察する上で、重要である。

全国十八選区から選出された五十四名の公選議員は、戦前から宗会議員であった人達が多く、終戦直前に戦時非常措置法により宗会議員と本山役職員（輪番、教務所長など）の兼務を許した時期があり、兼職制廃止のため本山役職員を辞して公選議員として宗会に出た人達もあり、少なくとも戦前・戦中には宗派内の宗務行政全般に精通し、地方の宗務行政にも、堪能な人達であったといえる。

第二節 第一日・九月三日の宗会（開会式、法規議案、挨拶、提案説明）

（一）開会式・教辞

第百回臨時宗会は、昭和二十一年九月三日、午前十時、法主臨席の下、まず、「開會式」から始まる。開会式は、本願寺の鴻之間にて行われた。

この時の法主の「教辞」は「第百回臨時宗會議事録」（以下「議事録」という。）によれば、「猥下御臨場ノ下ニ舉行、卷頭ノ御教辭アラセラル」とあるから、法主が開会式に臨んで行なわれたのである。

法主の教辞は、革新期に際し、新時代に即応すべき法主自らの教団統率者としての意気込みと宗会への要望・期待を感じさせる開明的な内容である。浄土真宗本願寺派宗制・宗法案、宗規案について、「執行長をして特に緊急な議案を提出させます」としている。これは、旧宗制第二百九十八条に基づき執行長より議案が提出されているからである。「臨時宗会ニ於ケル議案ハ執行長ヨリ提出シタルモノニ限ル」との規定に基づき、この時の議案提出権は、執行長のみが存在したのである。

本会議は、九月三日、午前十一時二十五分「振鈴」により開議された。出席議員六十名（宗会議員六十九名中）、執行長以下出席宗務員は、二十二名である。議長挨拶の後、御内佛開扉、歎佛偈勤行のあと、恒例どおり、議長報告から始まっている。

（二）法規議案

この第百回臨時宗会に付議された法規議案は、「議事録」によれば、以下のとおりである。

教示第九號

新時代に即應して、益々宗立教の本旨を宣揚し、以て同朋教團の眞髓を發揮するために、眞宗本願寺派宗制第七百九十七條第一項の規程に依つて、同宗制を變更し、新たに浄土眞宗本願寺派宗制、同宗法及び宗規を制定するため、こゝに左の案件を、宗會に付議する。

- 一、浄土眞宗本願寺派宗制案
- 一、浄土眞宗本願寺派宗法案
- 一、宗門投票規程案
- 一、宗政總局職制案
- 一、總長選舉規程案
- 一、勸學寮規程案
- 一、得度式規程案
- 一、歸敬式規程式案
- 一、入門式規程案

新宗制・新宗法等の制定要求は、まず、終戦直後の宗会から噴出し、第百回臨時宗会において、激論にまで達している。

本願寺派教団の、GHQへの体面もうかがうことが出来る。しかし、全国の寺院、門徒から宗会議員を通し、切なる願や要求に応えるための方策やその形を模索し、あるべき姿を思索しながら、「教団の信頼回復」に危機感をつのらせながらGHQにも真摯に対応していったといえる。——まさに戦前の体制を打開し、戦後の方向とその法的根拠を、新宗制・新宗法に集約せざるを得なかった段階に来ていたと考えられる。宗会閉会式における法主の教辞に示されているように、「新たに宗門最高の規範を定めて、宗運進展の基を確立」することにあつたのである。

(三) 朝倉執行長の開会挨拶

まず、本会議の冒頭、最初に行われた朝倉執行長の開会挨拶を見ると、そこには、戦前・戦中・戦直後の本願寺派教団の諸々の即応、新宗制・新宗法の制定理由等が述べられている。宗教団体法廃止以後の朝倉内局の実務的対応も説明されている。新宗制・新宗法の基本構想については、時代の思潮や全国からの寺院・門徒の意見、GHQの各指令、国の法制を踏まえて起草したことが表明されて、特に重要であるため『第百回宗會議事速記録』から、その一部を紹介する。

(振鈴)

○執行長挨拶

開會挨拶

番外一番（朝倉執行長）「本日茲ニ第百回臨時宗會ノ開催ニ當リマシテ一言御挨拶ヲ申上ゲマス。〈中略〉偕昨年ノ暮ニ、即チ二十八日ニ宗教團體法ノ廃止ニヨリマシテ、我が派ニ於キマシテモ御同朋御同行ノ本来ノ性格ヲ更ニ明確ニ規定スル宗制更改。否寧ロ新宗制制定ノ必要ニ迫ラレマシテ、本年一月末法制部ヲ獨立シ、宗制制定事務所ヲ設ケテ、銳意是ガ草案作製ニ努力シ、屢次ニ亘ル宗制審議會、特別委員會等ノ審議ヲ重ネマシタ一方、教務所長ノ会同、宗務所員部長等ノ參與會、或ハ有力者、權威者

等、凡ユル階層、凡ユル機会ヲトラヘマシテ、是ノ意見ヲ徴シ、輿論ヲ聴キツ専心立案致シマシタガ、六月ノ末ニナリマシテ宗制審議会、特別委員会ニ諮リ、審議ノ結果漸ク草案トシテ形ヲ整ヘタノデアリマス。

立案ニ當リマシテハ宗祖立教ノ精神ニ則リ、同朋教團ノ性格ヲ明確ニ打出スベク、特ニ従来ノ本山、門主、寺院、門徒等ノ組織、及び是ノ関係、新時代ニ處スル財政ノ根本觀念等、今後未曾有ノ一大変革ニ當面スル教團ノ基本的ナ方向ヲ決スルモノダケニ、滔滔トシテ澎湃トシテ勃興シツヽアル民主主義、自由主義等ノ聲ヲ響ヲ聞キツヽ、若シソレハ時代ノ思潮傾向ト非常ニ懸隔スルモノガアルトスレバ、ソレヲモフクシヨクシツヽ宗教團體トシテ、自由ニ、且ツ力強く活動シ得ルヤウニ、當事者ハ日夜研鑽ト苦心ヲ重ネタノデアリマス。ソコデ新シイ規則ハ宗制、宗法ヲ以テ最高ノ規則トシ、之ニ基イテ、宗規、法度等ノ規則ヲ定メルコトヽシ、宗門行政運営ヲ圓滑ナラシメントシテキルノデアリマス。宗制ハ五章、宗法ハ百三條ヨリナリマシテ、其ノ外ニ宗法ニ附随シテ是非必要ナル宗規ノハ草案ガアリマス。是等ハ何レモ勸学寮ノ會議、宗務顧問所會議ニモ上呈シマシテ、熟議ヲ經マシテコヽ二本宗會ニ提案シ、御協賛ヲ得タイノデアリマス。只今御教示ガ出マシテ、管長貌下ノ思召シヲ体シマシテ、特ニ劃紀的ナ宗制提案デアルコトヲ各員ガ十分ニ御自覚ノ上、當局ノ提案致シマシタル宗制宗法、ソレラガー派ノ重大使命ヲ果遂スル為ノ根本法規デアリマシテ、一派今後ノ統括或ハ活動ニ、將又維持發展ニ付キマシテノ重大案デゴザイマスカラ、〈中略〉十分御審議ノ上満場一致御協賛アランコトヲ切ニ御願シテ已マナイ次第デゴザイマス。」

と挨拶の中で、草案作成、経緯と制定への対応を説明している。

さらに「速記録」は、宗会の進行状況をつぶさに記録している。その様子を紹介する。

○議長（千葉康之君）是ヨリ開會ヲ致シマス。申上ル迄モナク教示ヲ戴キマシター派ニトツテ最モ重要ナル法案、之ヲ審議致シマスル宗會ハ最モ慎重ニシテ參ラネバナラヌノデアリマス。質問應答ハ随意デアリマスルケレドモ、ドウゾ重要法案ト云フコトヲ頭ニ入レテヤッテ戴キタイノデアリマ

ス。

只今提案ニ付テ大体ノトコロヲ執行長御説明ヲ申上ゲルト申シマス。執行長ノ説明。——議長は、重要法案につき、特に議長ノ立場から発言を呈している。

第百回臨時宗会における冒頭ノ緊張した宗会議場ノ状況が実感される。

(四) 朝倉執行長ノ議案提案説明

次に休憩後、再開議(午後一時十二分＝「振鈴」による)ノ直後に行われた番外一番・朝倉曉端執行長ノ議案提案説明も、「第百回宗會議事速記録」は、その時ノ様子ヲあますところなく詳細に伝えているので、提案説明ノ一部ヲ紹介する。冒頭における議案提案理由説明であり、新宗制・新宗法にかかると信表明がなされていて、特に重要である。

○番外一番(朝倉執行長)議案第一號以下九號迄、管長、御提案ニナリマシタ其ノ起草ヲ致シマシタニ付キマシテ、當局ノ大体ノ構想及ビ其ノ組立テ等、並ニ重要ナル点ニ付キマシテ大体御説明ヲ申上ゲタイト存ジマス。先ヅ最初ニ制定ノ理由、是ハ御挨拶ノ時ニモ申上ゲマシタヤウニ、宗祖ノ精神ニ則リマシテ、同朋教團ノ性格ヲ明確ニ規定スルコト、是ガ一ツデアリマス。第二番目ハ其ノ宗制宗法ニヨリマシテ教團ガヨリ強ク、ヨリ自由ニ活動シ得ルヤウニ、其ノ構想ヲ以チマシテ之ヲ組立テマシタ。第三ノ理由ハ現行宗制ノ内容ガ、御承知ノ通り包括的デ羅列的デ、而モ宗團法ノ發布ニヨリマシテ、昭和十五年ニ現行宗制ヲ制定致シマシタル時分ニハ宗教團体法ニ各教團教宗派ノ宗制ヲ斯ウ云フ標準ニヨツテ是非規定セヨ、斯ウ云フ窮屈ナ要請ガアリマシタノニ、即チ宗教教義要項ニヨリマシテ、ソレガ要請サレマシタ為ニ、大体本派ト致シマシテハサマデ必要デナイト思フモノマデモ己ムヲ得ズ入レテ居ルノデアリマシテ、ソレガ事實運用上非常ニ混雑致シタヤウナ実状デアリマス。トコロガ其ノ宗團法ガ廃止サレマシタノデ、此ノ度ハ基本的ナ條項ト申シマスカ、基本的ナ規則、基本的ナ組織ノ構成ヲ企テタノガ第三ノ理由デアリマス。隨テ現行宗制ノ中教義ニ関スル部門ヲ宗制トシテ別ニ出シマシタ、又宗門運営ニ関スル基本的條項ヲ宗

法ト名付ケテ規定致シマシタ。且ツ宗法運用上是非必要デアルト認メルモノヲ宗規トシテ、宗法ト一聯的關係ニ於テ規定致シタノデアリマス。大体ニ付テ簡單ニ重要ナトコロヲ是カラ御説明申上ゲマス。先ヅ宗制デハ一派ニハ尊イ歴史傳統沿革ガアリマスガ、最初ノ構想デハ之ヲ一章、二章、三章、四章、五章ト云フ風ニ入レヤウカト考ヘマシタガ、研究ノ結果沿革ト云フモノハ、総章ト言ヒマスカ総説ト云フ風ニ見出シモ付ケマセンデ、所謂一派ノ歴史傳統ヲ書キ下スコトニシテ、先ヅ浄土真宗本願寺派宗制トシテ、其ノ第一番目ニ書入レタノデアリマス。以下教義、本尊、聖教、宗風、斯ウ致シマシテ挙ゲマシタ。而シテ宗制ニモ宗法ニモ出テ参リマスルガ、一派ノ宗名ヲ浄土真宗本願寺派、斯ウ云フヤウニ定メタノデアリマス。之ニ付キマシテ、外ノ真宗ノ各派トナルダケ一緒ニト云フ希望ヲモチマシテ交渉ヲ致シタノデゴザイマスガ、只今ノトコロデハ未ダ其ノ共ニヤルト云フコトニナッテ居リマセヌノデ、本派ダケガ此ノ浄土真宗本願寺派ト云フコトニ獨自決定メタノデアリマス。若シ此ノ問題ニ付キマシテ御質問ガゴザイマスレバ、其ノ時ニ或ル程度迄オ答ヘ申上ゲマス。

次ニ宗法ヘ参リマシテ、宗法デハ先ヅ第一ニ現行宗制ノ御法主デス。此ノ法主ト云フノヲ門主ト致シマシテ、門主ハ門主相承規範ト云フ規定ニヨリマシテ継承サレ、其ノオ仕事ハ宗意安心ノ専ヲ責任ヲオモチニナル、宗務一般ニ付キマシテハ直接関與セラレナイヤウニト、斯ウ云フ風ニ致シタノデアリマス。随テ御覧下サイマシタラオ分リデゴザイマセウガ、宗務機関ト云フノガ申達致シマシタ場合ニ、門主ハソレヲ拒否遊バサレルコトガ出来ナイ、ト云フ風ニシテアルノデアリマス。是ハ誠ニ私共當局ト致シマシテモ、従来非常ニ大部分ノ責任ヲオモチニナッタ、ソレガ非常ニ縮少サレテ、而モ宗務総長ノ宗務機関ノ申達ヲオ拒ミニナルコトガ出来ナイト云フヤウナ、斯ウ云フヤウナ表現ハ誠ニ私弟子ト致シマシテ申譯ガナイヤウニ考ヘテ居ルノデアリマスガ、ソシテ同時ニソレカラ宗務総長ノ権限ガ非常ニ強クナッテ来テ居リマス。是ハ種々考ヘ研究、色々審議モシタノデゴザイマスガ、御承知ノ宗團法ニ基イタ現行宗制ガ、管長ガ表面ニ出テ居リマス為ニ、管長以外ニハ責任ヲオモチニナルコトガ出来ナイト云フコトヲ文

部省が要請シタノデアリマス。執行長トカ執事長トカ宗務長ノ権限ヲモツテ其ノ責任ヲ二人デモツト云フコトハ絶対ニ出来ナイト云フコトヲ昭和十二年現行宗制制定ニアタリマシテ、其ノ時ノ議員ノ方々ハ御承知ト思ヒマスガ、何モ彼モ管長ニ責任ガ行クヤウニ已ムヲ得ズシタノデゴザイマスガ、今回サウ云フ束縛、干渉ヲウケナイヤウニ、宗團法ノ干渉トカ束縛ト云フモノヲウケナイデ、宗派自体ガ独自ニ制定シ得ルヤウニナリマシタノデ、私共弟子ノ身分ト致シマシテハ行政方面ノ、或ハ三ツニ宗務機関ガ分レマスガ、斯ウ云フ方面カラノ直接ノ責任ハ門主ニハモツテ戴カナイ、ト云フ風ナ心組デ、結リオ敬ヒ申スアマリニ、何デモカンデモ門主ニ責任ヲ負ウテ戴イテハ相済マナイ、斯ウ云フ考ヘデ実ハ門主権ト言ヒマスカ、門主権ハ主トシテ宗意安心ノ裁断ヲ遊バシ、随テ責任ヲオモチナル、ソレ以外ニハ宗務総長ノ申達ニヨツテ之ヲ統一シテオイデニナル、斯ウ云フ風ニ実ハ致シタノデアリマス。〈中略〉

第五番目ハ宗務ト云フモノ、此ノ宗務ト云フモノヲ宗政ト立法ト及ビ司法ノ三ツヲ独立ノ部門ニ分ケマシテ、司法ハ審判院ト致シマシテ、此ノ中デ従来会計検査ハ別ニヤツテ居リマシタガ、此ノ会計検査モ此ノ部デ行フコトニシタノデアリマス。又立法ノ方ニ於キマシテハ特選議員ヲ廃止シタノデアリマスガ、色々理由ガゴザイマスガ省略致シマス。第六番目ハ只今内局ト申シテ居リマスガ、此ノ内局ニ相當スルモノヲ宗政総局ト云フ名儀ニ致シマシタ。其ノ総局ニハ総長及ビ執行ガ居ルノデアリマスガ、総長ハ総局ヲ代表シテ宗政各部ヲ指揮監督シ、又自分ガ自ラガ宗政ノドノ部課ヲモ自分ニ事務ヲ執ルコトノ出来ルヤウニシマシタ。又執行ニ無任所執行ト云フモノヲ置クコトニモ致シマシタ。而シテ其ノ中ニ最モ重大ナ点ハ、其ノ宗務総長ハ総長選挙規程、議案第五号ノ規定ニ基キマシテ、選挙規程ニヨツテ選挙サレタモノヲ門主ガ御任命ナサル、斯ウ云フ風ニシタノデアリマス。〈後略〉

以上の提案説明には、制定理由、内容、指針等が述べられている。この提案説明に基づいて、開会日程のとおり、質問と答弁が展開されている。

第三節 第二日・九月四日の宗会（質問・答弁）

◎—— 第二日・九月四日 ——

第二日目は、午前十一時十五分に再開。その直後、四十五番（南部法電）は、注目すべき質問をしている。質問内容を要約すると…

- ① 草案審議を行った宗制特別審議会、第百回臨時宗会にあたり委員会が前もって一週間開会されたが、いずれも封建的な色彩が濃厚であるとの感を持ったこと。
- ② 宗制、宗法とも極めて民主主義に仰合的な気分が濃厚である。敗戦の結果、民主主義であらねばならぬことで日本国民は余儀なくされているが、しかし、日本の民主主義は、日本の特色ある民主主義でなければならない。まして、本願寺派教団の独自の民主主義が存在している。同朋教団として最も特色ある民主主義を持っている。教団に存在する民主主義は、に迎合するものではあってはならない。教団の特色ある民主主義を発揮すべきであると主張。その意味からすると門主を法的・道徳的にも、宗門統率の外におくことは、最も悲しむべきことである。しかし、そのことに関し、門主が法的にも道徳的にも責任を持つということになるのであれば、この原案（＝新宗制・新宗法の議案）を撤回しなければならない、と主張。
- ③ 次に、門徒会の設置について、時代に相応したように思われるが、撤回すべき理由は、「将来宗門の癌にならないか。当局は、十分検討した上で門徒会を設置したのか。」と質問している。
- ④ 宗門投票については、滅多に出来ぬように出来ているが、門徒が立法・行政の方面に関心を持つことは意味があるため、宗門投票は必要である。
- ⑤ 総長任期三年、宗会議員の任期も三年は、国家の代議士の任期が三年になったからという理由からでは意味がない。宗会議員の任期は、四年が最も理想と主張。

この四十五番（南部法電）の質問に対し、番外一番（朝倉執行長）は、民主主義について、次のとおり、答弁している。

南部議員ノ御質問ハ宗制宗法ヲ制定スルノニ、イカニモ、民主主義的ニ迎合シタヨウデアル、カウイフフウデアリマス。ソレハ、先般カライクタビ

モ、民主主義ト制定トノ關係ヲ申シテヲリマスカラモウオ答イタシマセヌ。

シカシ、アトニノベラレマシタ教團ノ民主主義トノ關係ハ、コレハ特別ナモノガアル。イワユル特別ノ民主主義、教團ガ民主主義ニ迎合ヲモツトスレバ特別ナモノガアルトイフコトニハ同感デアルノデ、サウイフ実ハ民主主義トノ關係ヲモツテ制定シテキタノデアリマス。

新宗制・新宗法を制定するにあたり、教団の民主主義、同朋主義に由来する教団の中での「君民同治論」との関係で特別なものがある。宗祖親鸞教義に由来する特別な民主主義を持つ教団が、GHQからの民主主義に迎合して、起草したのではない、と答弁している。しかし、GHQからの特別なもの（介入・干渉）があることを、認めているような答弁にも解釈できる。GHQの言う民主主義との関係をも持って制定して来たとも答弁しているようにも解釈できる。本願寺派教団も、ポツダム宣言受諾以降、GHQからの指令はもとより、政府の動向にも、特に注意深く注目し対応していたのである。二〇〇七年八月七日、筆者らは、後藤敬三氏への聴取調査を行った。後藤氏はその当時、宗務顧問所の録事であり、第百回臨時宗会の書記も務められた。実質上、新宗制・宗法の草案条文作成にも深く関わったとのことや、内閣法制局長官や政府からの憲法草案起草の情報が早くから入手出来たとの証言をいただいた。マッカーサー三原則、マッカーサー草案（GHQ案）、憲法改正草案要綱、帝国憲法改正草案等の影響を受けずして、新宗制、新宗法の草案の起草は不可能であったことの確認を得た。

四十五番（南部法電）と番外一番（朝倉執行長）との間で展開された質問・答弁は、占領初期当時にみられた「民主主義」概念を考察する上でも、貴重である。宗会で採り上げられている教団内の「特別な（＝独自の）民主主義」が、なぜ主張されているのかを考察する上で重要である。すでに、明治の寺法編製会議において激論が見られた「教団内の君民同治論」が、終戦当時においても、なお、その根底に存続しているからである。事実「第百回宗會議事速記録」には、六十有余年を経た第百回臨時宗会に於いても、なお、本山は、共有か、総有かをめぐって、法主も含めるか否か＝一種の「君民同治論」が展開さ

れていることを確認できるのである。

ところで、終戦直後の激動する日本の社会にあつて、本願寺派教団を担った朝倉内局と宗会議員（特選・公選議員を問わず全僧侶議員）層の意識の中に、①「教団独自のデモクラシー」、②「日本のデモクラシー」、そして、③「アメリカのデモクラシー」が存在していることが論じられている。その中で、「愛山護法」のため、敢えて「教団独自のデモクラシー」が採り上げられ、主張されている点に注目したいのである。

第四節 九月五日の宗会（各委員会報告、質問・答弁、裁決）

◎——第三日・九月五日——

「振鈴」により、各委員会より委員長報告がなされている。以下、「議事録」を紹介する。

① 【宗制委員会委員長報告】

- ・二十八番（羽溪議員）委員会ノ原案ヲ承認ス。希望トシテ、（一）原案全體トシテ専門的ニシテ難解ノ故ニ、一般的理解ヲ容易ナラシムルヤウ解説書ヲ作製ノコト。（二）英譯スルヤウ考慮アリタシト述ベテ終ル。
- ・議長 宗制委員会ニ於テハ全部原案通り承認ス。
（一同拍手）宗制案ハ満場一致ヲ以テ議決ス。

② 【宗法第一委員会委員長報告】

- ・一番（條議員）一、第一章第一條「浄土真宗云々」ノ宗名ニ對シ一致シテ承認、尚今後真宗他派ニ對シテ同宗名ヲ用ヒルヤウ談合ヲ希望ス。
第五條「全寺院の本寺であつて」ヲ「本寺である」トスルコト、「門末ノ全員が」ヲ「門末ノ全員は」トスルコトニ修正。
第十七條ニ於テハ住職ノ重責ニ鑑ミソノ資格ヲヨリ向上セシムルヤウ努力アリタシ。
第二十四條ニ於テ檀信徒間ノ事ニ付テハ法度ニ於テ調節スルヤウ希望ス。
第十章第九十四條ニ於テ三權分立ノ故ニ立法權確立ノ為「…改正ハ豫メ勸學寮ノ同意ヲ得テ…議決シナケレバナラナイ…」トシ勸學寮ノ同意ヲ得ナ

ケレバナラナイヲ除ク様修正ス。〈後略〉

③ {宗法第二委員長報告}

- ・二十五番（西住議員）宗法第七章第三十一條、第三十二條ハ論議ノ結果、原案承認。

第三十五條中「執行」ヲ「總務」ト修正。

第五十三條 議員任期三年ノ件ニ付論議アリシモ原案承認ス。

第五十七條中「呈出」トアルヲ「提出」ト修正。

第五十九條 存置説、廢止説ニヨリ論議セラレシモ多數ニヨリ存置スルコトス。

第六十五條 「其他」ノ文字アルニ付「宗達」ノ二字ヲ消スヤウ修正。

第六十七條 「宗門」ノ文字ニ付論議アリシモ會計検査ヲ行ヒ得ル規定作製トノ當局ノ説明アリタルニヨリ原案承認。〈後略〉

- ・議長 委員長報告ニ對シ質問ナキヤ。
一同拍手ヲ以テ賛成
- ・議長 委員長報告通議決ノ旨宣ス。

以上のとおり、各委員会の委員長から審議の結果を「委員会報告」として、本会議において報告されている。その報告に対して質問・答弁がなされ、その後、議長裁決となっている。結果、九法規議案の内、新宗制案は原案可決、新宗法案は修正可決、他の七規程案が、原案可決もしくは修正可決されている。

第四章 日本国憲法制定過程と新宗制・新宗法制定

第一節 教団組織・機構民主化の法的根拠

GHQの占領政策の性質・立場²³⁾ について、渡辺洋三教授は、占領政策には、「三つの顔」²⁴⁾ が存在するとし、相互に関連しあい、対立し矛盾する面を含んで、同時進行したといわれている。かような視点から、GHQの占領統治の宗教政策を考察するとき、それが、間接統治という型を採ったというにせよ、戦後における本願寺派教団の法制変革・教団改革の起点となっている。

占領統治の目的・主眼は、日本の軍国主義を解体するとともに、日本の将来に亘つての軍事的脅威を取り除き、自由主義、民主主義、平和的新日本建設というスローガンの下での新しい戦後の日本のあり方、土台を構築し、方向づけをするという点にあった。この目的のための基本路線は、占領政策の始終一貫していたといわれている²⁵⁾。

占領政策全般は、個々の分野で各々の方法で着手、実行されたかに見えるが、「客観的には一つ一つの改革が密接に相互に関連し合つて、一つの大改革が行なわれた」²⁶⁾とされている。そのことについて、渡辺洋三教授は、占領初期民主化政策の性格について「これらの一つ一つの改革は、法制度的裏づけをもって行なわれたから、法的側面でいえば、戦後法体制の改革は、憲法改正を頂点とする戦前法体制のトータルな変革を意味している」²⁷⁾と述べておられる。

そして、憲法改正を頂点とする改革がなされたとし、「ほとんどあらゆる法分野に及ぶもの」とし、「四つの分野に整理することが出来る」として、その内の「第一は憲法改革である。ここでは、憲法価値原理の基本的転換が問題である。国民主権、議会制民主主義、非武装平和主義、基本的価値体系の変革は、戦後法体制改革の原点であった」と分析され、その第二には、「国家の権力構造の改革である。軍隊の解散とともに議会制度、行政制度、官僚機構、司法制度、警察制度等、旧日本帝国を支えていたもろもろの国家権力装置とそれを支えていた法制度の根本的改革は、新しい国家体制の出発点であった」²⁸⁾と分析しておられる。

このように憲法改正と天皇制国家権力構造の改革という二つの改革だけに限定しても、戦前から築かれた日本の権力集中組織機構の消滅解体が民主化政策の出発点とされたのである。

ポツダム宣言、政治的・社会的及び宗教的自由に対する制限除去の覚書（＝「人権指令」）、神道指令、宗教団体系廃止、宗教法人令、総司令部草案、憲法改正草案要綱、帝国憲法改正草案、そして、日本国憲法制定に至る過程で、戦後の新しい宗教法制が順次構築されていったといえる。

憲法改正は、政府内に設置された憲法問題調査委員会（委員長 松本烝治）

で進められた。その委員会の共通認識は、第八十九議会で示されたいわゆる松本四原則に示されている²⁹⁾。

この四つの共通認識は、新宗法の起草にも導入されたのであろう。このことは、第百回臨時宗議会で議論されている門主制、宗会、宗政総局に関する条文の議論に、大いに影響を受けている。旧宗制上における三権の権限が大きく変革され、新宗法各々の条文の位置と権限とが、内容的にこの四原則に基づいていると考えられる条文が存在する。

民主化政策そのものが、元来から二重の課題を背負っていたと言われている。「すなわち、改革の対象とされるべき戦前の比類なき日本の政治的、経済的、文化的集中の組織は、封建的諸関係や諸イデオロギーによって媒介された現代独占の支配のためのメカニズムにほかならず、それゆえこの改革派は、封建的諸関係やイデオロギーを解体させて近代自由主義的市民社会の諸関係やイデオロギーを導入するという近代憲法的課題と現代独占の下で新しく発生してくる諸矛盾に対応して、近代自由主義的市民社会の諸関係やイデオロギーを再編し、現代民主主義を展望するという現代憲法的課題との二重の課題を合わせ含むものとならざるをえなかった」³⁰⁾のである。

それは、明治以降展開されて来た国の行政政策（宗教行政も含めて）が占領統治によって変革されるとともに、現代的憲法課題（現代立憲主義）も同時に平行して導入されなければならなかったということであったといえよう。かような意味で新しい民主憲法である＝日本国憲法は、明治期の近代的憲法の性格と二十世紀的な現代立憲主義憲法の性格との両方を合わせて持っているということが出来る。いわば二重構造的な性格を合わせているといえる。それは、発達した資本主義国の歴史において、長い間順次に展開されて来た諸政策が、わが国におけるGHQによる戦後改革では、一挙に、同時平行的に、しかも、強力的な実行されたことを意味している。法学的見地からは、GHQによって一部とはいえないにしても、わが国における近代法的諸課題と現代法的諸課題とが相入る形で導入され、存在していると言われている。かような二重構造の相入る形が新宗法の条文中に存在している。

第二節 GHQの介入・干渉

以上のことから、GHQ宗教政策が本願寺派教団にとっても、国家権力以上の強大な権力をもって強制的な変革を迫るものと受け止められていたのである。GHQ権力からの強大な威圧については、第九十九回定期宗会においては、宗教法人令に基づく法人届制度による新教団の創立・独立の自由による危惧が、そして、第百回臨時宗会における質疑等の中には、キリスト教進出への対応が伺えるのである。さらに、GHQからの直接介入・干渉³¹⁾も含めると、敗戦直前まで国家に寄り添い、国策に乗じて来た本願寺派教団にとっては、大きな脅威であり、不安と動揺を来したにちがいない。

本願寺派教団の内局と宗会には、まず最初に、教団の存立を確保し、全国門徒からの信頼回復と、教団経営基盤の法的・経済的確立が求められた。同朋教団としての新宗制・新宗法に制定し、立教開宗精神に基づく教団活動を本来的に展開するためにも、教団全体と本願寺双方の「民主化」についての方策を模索して行ったものと考えられる。

本願寺派教団の民主化とは、まず、その組織・機構における封建的、前近代的側面を除去するとともに、日本国憲法の基本原則を採用し、再編成し直すという命題であったと見ることが出来る。

戦前における本願寺派教団の組織・機構は、その内の中央組織・機関から末端に至るまで血脈相承による法主制という固有形態による権力集中型の組織・機構であったといえる。戦前の法主制を中格とした、内局・宗会・審事局の三権分立制が各々構造変革をしながら、GHQの占領宗教政策、日本国憲法に沿った形で新しく再構築していくことが、教団民主化の原点であるべきと考えられたのである。

新宗制と新宗法の全条文には、本願寺派教団のもつ独自の教義・歴史等の宗制的骨格と、明治の寺法からの宗門運営に関する伝統的、基本的条項を内容とする宗法的骨格が内在する。そこには、基本的フレームワークと条文表現が脈々と受け継がれている。そして、それらの条文には、新たに宗教法人令の条文に基づく新宗法条文の体系的骨格の組立がなされている。さらに、マッカーサー草案、憲法改正草案要綱、帝国憲法改正草案等に基づく教団の組織・機構

や制度内容の点検に基づいて、民主的基本原理からの新しい構想・起草がなされていったものと考えられる。

太平洋戦争による日本の敗戦と、GHQ占領統治政策により、本願寺派教団にとっても、信教の自由・政教分離の原則に基づく教団の再構築と安定のための法制度の確立が急務であり、そして、教団の独自性、立教開宗精神に基づく信頼の回復等、早急な対応を迫られたのである。

第三節 マッカーサー草案と新宗法の類似性

マッカーサー草案³²⁾と新宗法との条文を比較してみると、条文上の表現は異なるが、内容的に類似性がみられる。新宗法がマッカーサー草案の立法趣旨を採用しているとして、類似性を持つに至ったと考えられる箇所がある。

この根拠は、日本国憲法も、本願寺派教団の根本法規（憲法）である新宗制・新宗法も制定過程を同時期にしている。当時、本願寺派教団当局も、GHQの発令した指令・草案等には、常に、注目していたからである。かようなことから、新宗制・新宗法の条文は、ポツダム宣言の影響もさることながら、基本的には、マッカーサー草案の条文からも重大な影響を受けたと考えられるとして、その相関すると見られる条文を主に立法趣旨、内容から考察してみるとする。

一九四六（昭和二十一）年二月十三日、総司令部から手交されたとされるマッカーサー草案（＝GHQ案）の全条文は九十二条であるが、そこに示された日本統治の機構仕組が、まことに明瞭に条文化がなされている。

マッカーサー草案を見ると、三権の内、立法権は一院制国会、行政権は連帯責任制内閣、司法権限は最高裁判所と、三権分立制を明記している。

「立法権は一院制国会」であることを示すマッカーサー草案条文は、第四十一条の「国会ハ三百人ヨリ少カラス五百人ヲ超エサル選挙セラレタル議員ヨリ成ル単一ノ院ヲ以テ構成ス」である。本願寺派教団の新宗法第五十二条には、「宗会は、公選された議員で組織する」とある。文言は異なるが、立法趣旨・内容において新宗法が影響を受けていると考えられる。マッカーサー草案には、「選挙セラレタル議員ヨリ成ル単一ノ院ヲ以テ構成ス」とあり、新宗法条

文では「公選された議員」とあり、特選議員の文言は消えている。

次に、「行政権は連帯責任制内閣」であることを示すマッカーサー草案の条文は、第六十一条の「内閣ハ其ノ首長タル総理大臣及国会ニ依リ授權セラルル其ノ他ノ國務大臣ヲ以テ構成ス。内閣ハ行政権ノ執行ニ当リ国会ニ対シ集团的ニ責任ヲ負フ」である。新宗法の第三十六条には「宗政総局は、宗政につき宗會に対して責任を負う」とあり、宗政総局の対宗會責任が明記された形を呈している。

さらに、「司法権は最高裁判所」を示すマッカーサー草案の条文は、第六十八条に「強クニシテ独立ナル司法府ハ人民ノ権利ノ保壘ニシテ全司法権ハ最高法院及…〈後略〉」とある。一方、新宗法においては、第六十二条に、「宗門の司法と會計検査とは、審判院が、これを行う。」とあり、類似している。

以上、三権について見てきたが、統治行為上の三権の相互関連とバランスの問題について、マッカーサー草案では、「国会が首相を指名し首相は国会の承認を得て國務大臣を任命する」ことになっている。この内の「国会が首相を指名する」根拠条文は、マッカーサー草案の第五十五条に「国会ハ出席議員ノ多数決ヲ以テ総理大臣ヲ指定スヘシ…」とあり、新宗法第三十八条には、「總長は、僧侶の中から宗規の定めるところによって選挙され、門主が、これを任免する。」とあり、類似している。

マッカーサー草案第六十二条の「総理大臣ハ国会ノ輔弼及協賛ヲ以テ國務大臣ヲ任命スヘシ」は、新宗法では第四十一条に規定する「總務は、總長の申達によって、門主がこれを任免する。」に類似する。

同時に「首相の國務大臣の罷免権」に関して、マッカーサー草案条文にあつては、第六十二条の「総理大臣ハ〈中略〉國務大臣ヲ任命スヘシ」と「総理大臣ハ個々國務大臣ヲ任意ニ罷免スルコトヲ得」であり、新宗法では、第四十一条の「總務は、總長の申達によって、門主が、これを任免する」とある。そして、最高裁判所判事の人事権について、マッカーサー草案にあつては、第七十一条中の「最高法院ハ…〈中略〉右判事ハ凡ヘテ内閣ニ依リテ任命セラレ…〈後略〉」との規定がある。

新宗法の場合、審判院がマッカーサー草案に規定する「最高法院」に該当す

る。なお、新宗法に規定の審判院長の任免については、第七十条により総長が宗会の同意を得て申達し、門主が任免することになっており、実質上、総長にその権限があることになっている。

次に、政府にあつては、マッカーサー草案の条文第四十条に規定する国会こそ「国家ノ権力ノ最高機関ニシテ国家ノ唯一ノ法律制定機関」とされている。一方、本願寺派教団にあつては、宗会が国会に相当する。マッカーサー草案第四十条に相当する新宗法の条文は、第五十一条の「宗法の立法は、宗會が、これを行う」とある。さらに、第五十七条に「宗會は宗制、宗法、宗規、又は本願寺寺法の改正案、宗則案及びその他の議案並びに門末から提出された建白の採否を議決する外、決算報告を審査する」と規定することから、宗会こそが、本願寺派教団における唯一の立法機関であることを明記したことになる。

以上、三権に限ってではあるが、マッカーサー草案の各条文から本願寺派教団の新宗法の条文が、起草の段階から立法趣旨・内容を規定する上で多大な影響を受ける関係にあつたことを伺い知ることができる。それは、本願寺派教団がGHQ占領統治政策からの威圧感や最高司令官マッカーサーのキリスト教への肩入れからの危機感を持っていたことからもうなずける。GHQからの直接の介入・干渉もあり、国民主権、平和日本建設、自由主義、平等主義などの思想を新宗法の条文に導入することが、教団の安定、信頼回復に資するものと受けとめられたのではないかと考えられる。

かようなことから当時の本願寺派教団が、新宗法を起草する段階から、マッカーサー草案には特に注目し、日本国憲法制定方向を常に凝視していたといえる。

なお、マッカーサー草案の条文は、その後、「憲法改正草案要綱」や、「帝国憲法改正草案」にも引継がれていく。かような意味で立法趣旨・条文形態・内容ともに日本国憲法の始源となっている。マッカーサー草案、帝国憲法改正草案、日本国憲法の草案編纂過程を踏まえて宗法の条文が起草されている。比較してみると、その類似性は、他の条文の各所にも見られるのである。

第五章 新宗制・新宗法の教団組織・機構と法構造

第一節 門主・宗政総局・宗会・審判院の四権と立憲主義

第百回臨時宗会には、GHQの占領統治下にあつて日本国憲法制定の最終段階と時を同じくしている関係上、新宗制・新宗法に対する質問は多種多様で、活発な意見・議論が出ている。朝倉曉端執行長の議案提案説明、質問と答弁における議論など全般に亘って「第百面宗會議事速記録」や「第百面臨時宗會議事録」には、当時の混迷する日本の世情と宗門の将来・なり行きを心痛する意見や、要望等があまるところなく実録されている。両記録を見るかぎり、宗会における議論は自由で活発になされている。

新宗制・宗法をめぐる議論は、「宗門の早期信頼回復」、「愛山護法」、「宗門護持・発展」、「新時代に即応する宗門活動計画」等であるが、結局「新宗制・新宗法の条文」に集約されていくことになる。

敗戦によるGHQ占領統治は、本願寺派教団にとつても、未曾有の出来事であった。当時の混迷状況の中で、法的には宗教団体法廃止、宗教法人令施行に基づく教団の自由化・民主化が要求されていく。その結果、宗派内の統一と安定と立教開宗による浄土真宗本来性への帰還等が叫ばれて、新宗制および新宗法の制定へと方向づけがなされていくのである。

占領統治政策の脅威、キリスト教の進出に対する宗門の教化対策方針、宗門護持と家制度と「個」の問題、戦災寺院復興、選挙法案など当時の諸課題が噴き出した形での質問・答弁となっている。

そして、新宗制および新宗法の条文・内容に関係する質問・議論としては、門主制、門主相承規範、本末制度、宗門の民主化、地方組織、門徒会、財務、同朋教団、勸学寮、宗会と宗政総局、民主主義（＝君民同治）、総長選挙、寺班・堂班、三権分立、宗意安心の正否裁断権、宗門投票、帰敬式、入門式等多種多様である。

第百回臨時宗会での最初の議論は、五十番（菅原覚也）の「狎下ノ御教示ノ引用シ沈滞セル現教団行政ニ新シキカラ最モ必要トスル秋、選挙法案上程ナキ理由如何」（「議事録」）とする質問から始まった。そして、「門主ト称スル理由

如何」から、門主制の存続・権限にまでおよぶ問題へと続いていく。さらに、御真影、教義、教団民主化のため教団組織の整備とその「法」制度の確立の必要性へと議論が深まっていくのを、速記録・議事録等の史料から読み取れるのである。

新宗制・新宗法は、ともに、本願寺派教団の「憲法」である。かつて、明治の寺法草案編成時に、早くも本願寺を「一派共有の本山」（第二条）として、本末関係を越える近代的意味を持って議論されていたように、第百回臨時宗会でも同じく、「本山」即「本願寺」は、全寺院の「本寺」であって、門末の全員は、これを「総有」とするという観念を再確認した上で、本願寺派教団独自の「君民同治論」の議論が噴出している³³⁾。

門主制については、眞宗本願寺派寺法草案の時、「一派ノ法主ハ見真大師以来系統相承ノ善知識ニシテ本山本願寺ノ住職之ニ当ル」（第三条）とされていたのが、新宗法では、「宗祖の系統のものが、宗規で定める門主相承規範によって、これに当る」（第七条）と規定された。また、「本宗門を統一するものを門主とする」（第一条）ことになり、門主は、結局、宗意安心の正否裁断権、得度式（第八条）、帰敬式（第十一条）を行う権限を有し、宗制、宗法、宗規等の発布（第十一条）、宗会の招集・解散の権限を持ち（第十一条）、宗門の行う協約への署名等を行うことになるのである（第十一条）。

なお、門主と宗務機関との関係において、門主は宗政総局の申達によって特に定めた宗務を行ない、門主は、申達に対して拒否権、干渉権を有しない（第九条）。また、門主は、宗政総局の申達行為（＝宗務）は、第十一条に規定する十五の事柄に限定されている（天皇の国事行為と類似）。このことから、門主の権限は以前と比較すると大きく抑止・縮小されたといえる。

宗政総局（＝行政府）と宗会（＝立法府）の関係について重要なことは、まず、第三十一条に、宗務は宗意安心に関する事柄を除き、宗政事務と立法事務と司法事務に分け、各々独立した機関で行うと三権分立を明記していることである。そして、特筆すべき改革点の一つとしては、宗会で総長を選挙（第三十八条、「總長選挙規程」）する方法に変更したことである。さらには、宗政総局（総長と総務の合議制）は、宗会に対して責任をもち（第三十六条）、宗政を行

う権限（立法、司法、宗意安心に関する宗務以外の行政宗務を行う権限）は、宗政総局に属する（第三十四条）としたことである。

なお、このことに関して、総長は、宗教法人令第二条五号に規定する主管者の一人に該当するとしたことである。第百回臨時宗会において、「門主ニ災ヲ及ボサヌヤウニ考慮セルモノナリ」との朝倉執行長の答弁もあることから、宗法上における門主の責任については特に考慮されたと思われる。（＝「門主不答責」）

総長は、宗会が不信任の議決をし、三日以内に宗会が解散されない場合は、退職しなければならず（第四十条）、総務も総長が退職または欠けたときは、退職しなければならない（第四十二条）。

総務は、総長の申達により門主が任免することになっており（第四十一条）、また、総長は、宗政総局を代表し、宗政の各部門を指揮監督する（第三十七条）ことから、総長の宗政上の権限は、以前より比較すると大巾に増大されたことになる。

なお、総長選挙に関しての法規議案は、同時の第百回臨時宗会において、「総長選挙規程案」（修正可決）が提出され、同じく宗政総局の事務に関する「宗政総局職制案」（修正可決）も提出されている。

次に、宗会については、第百回臨時宗会の開会時における宗会の議員構成からみるとこの時の宗会は、明治以降の議会の代表原理と僧侶による形態の宗会が続行されていたと指摘できよう。

審判院については、独立機関としての存在を明記し（第三十一条）、宗門の司法と会計監査を行う（第六十二条）。特別部は、宗則で定める特別審事で組織され、宗則、その他の規則及び宗政上の処分が、宗制、宗法及び宗規に適合するや否やの法令審査権を持つことを規定された（第六十五条）。

第百回臨時宗会時の新宗制・新宗法をめぐる議論の中にも、終戦直後に直入された立憲主義（＝「現代立憲主義」）に基づくと考えられる主張や議論が見られる。伝統教団である本願寺派教団の内部においてはすでに「一種の立憲主義」的組織原理が存在し、受け継がれていることから、議論されているのである。新宗制および新宗法には、①本願寺派教団独自の「教義から由来する立憲

主義」と、②明治以降の「近代的立憲主義」と、③戦後の立憲主義³⁴⁾(=日本国憲法制定過程に見られる「現代立憲主義」と)の三つが存在していると考えられるのである。

朝倉執行長の開会挨拶にも、「立案ニ當リマシテハ宗祖立教精神ニ則リ、同朋教団ノ性格ヲ明確ニ打出スベク、特ニ從來ノ本山、門主、寺院、門徒等ノ組織、及び是ノ関係、新時代ニ處スル財政ノ根本觀念等、今後未曾有ノ一大変革ニ當面スル教團ノ基本的ナ方向ヲ決スルモノダケニ、滔滔トシテ澎湃トシテ勃興シツツアル民主主義、自由主義等ノ聲ヲ、響ヲ聞キツ、若シソレ時代ノ思潮傾向ト非常ニ懸隔スルモノガアルトスレバ、ソレヲモフクシヨクシツ、宗教團體トシテ、自由ニ、且ツ力強ク活動シ得ルヤウニ…〈後略〉」と述べられているとおり、当時叫ばれた民主主義・自由主義の思潮に対して、教団を担う朝倉執行長の当惑と危機感と使命感とを読みとることができる。

敗戦まで、本願寺派教団の法体系を貫き存続して来た浄土真宗の教義・歴史・伝統からの教団独自の立憲主義、そして、明治の真宗本願寺派法編成時に盛り込まれ変容した近代立憲主義に、あえて時流とはいえGHQ占領政策により持ち込まれた現代立憲主義を導入せざるを得ない状況になっていた。

新宗制および新宗法制定作業の中心課題は、その構想・起草に当って、民主主義、自由主義、平和主義の思想・原理等迫り来る終戦直後の思潮と本願寺派教団に内在して来た浄土真宗の教義、歴史、伝統とをいかに触れ合わせ、整合性を保たせた条文として、法制化させていくかという作業でもあった。

このことから、新宗制と新宗法との相関関係を考察するに、旧宗制の中の教義に関する部門を「新宗制」として前文と全四章に体系づけて規定し、そして、宗門運営に関する基本的条項を、十章・百一か条(草案は百三か条)の「新宗法」として体系付けて規定しているといえよう。

なお、宗制の規定表現方法は、宗法の如く条文による規定・方法を採用のではなく、前文、第一章教義、第二章本尊、第三章聖教 第四章宗風という章立てによる構成を採りながら、各章すべて長文による説明文で構成されていることは、特異点であろう。

新宗制、新宗法両法とも、口語体、平仮名を用いていることも、日本国憲法

制定過程との関連を想起をさせられるのである。

第二節 新宗制・新宗法の改正手続と宗門投票制

「宗法」とは、浄土真宗本願寺派という宗教教団としての組織と、その機能・活動の基礎根幹を条文として規定したものとイえる。宗門の仕組み、位置付け、関係、方向、機能を規定している根本法を意味する。

よって、新宗制と新宗法とは、共に浄土真宗本願寺派における宗門法規の基本法であり、最高法規である。宗門の存続やその体制・組織の末端に至るまで法的効果は及ぶことになる。それゆえに、当時の宗門の大混乱を招くことを未然に防止するため、第十章補則、第九十四条、第九十五条に改正手続の規定を定めているものと考えられる。第九十四条には、「宗制の一部又は全部の改正には、豫め勸學寮の同意」が必要であり、「宗會議員の五分の四以上出席した宗會で、出席議員の五分の四以上の多数を以て」の議決が必要とある。しかし、第九十五条は「宗法及び宗規の改正は、前條と同様の方法で行はれるが、勸學寮の同意はこれを必要としない」と規定している。宗制の改正には、予め勸學寮の同意を必要とする立法趣旨・理由について、朝倉執行長の挨拶の中で宗制について「教義ニ関スル部門ヲ別ニ出シマシタ」説明している如く、宗制については、あえて、教義と歴史と伝統を最重要視し、文章化したことを示している。門主の宗意安心の裁断権に関しても教団にとっては最重要事項となつてからである。

宗法の改正には、宗法が「宗門運営ニ関スル基本的条項」であることから勸學寮の同意は必要ない旨規定している。宗制の改正については、宗制内の規定に基づくのではなく、宗法第九十四条によって宗制の改正手続が規定されている。その理由の一つには、宗制が、教義に関する不変の根本原理・法理と解釈すると、その性質上あえて宗制の中に規定することがなじまなかつたものと考えられたのであろう。ゆえに法運用上から、あえて宗法の中にその改正に関する規定条文を置いているものと思われるのである。

なお、第九十六条には「前二條による宗制、宗法及び門主相承規範の改正は、これを宗門に公示し、三月以内に宗門投票を行ふ決定がされない限り、宗

政總局は、直ちにこれが發布の手続きをしなければならない」と改正手續について規定している。新宗制・新宗法の改正について実務的に考えるに、宗会議員が五分の四以上宗会に出席せねばならず、さらに、出席した議員の五分四以上の多数を以ての議決を必要とするということは、實際上、新宗制・新宗法を改正することが不可能に近い改正手續となっていると解釈できる。これは、本山当局の新宗制・新宗法、門主相承規範の改正を安易ならしめることを防止したいとする一種の危惧感が存在し、そうさせたものと読みとれるのである。当時、日本の混乱する世情の中で、敢えて宗門護持のための一方策であったのだろうか。

また、宗門投票の新設については、教団の民主化の一方法として設けられたものと考えられる。第九章に宗門投票の章を設けたことは、従来の旧宗制と比較すれば、極めて画期的な法的変革と評価され得る。第九十三条に「宗門投票は、宗門一般の投票によって、前條に定めた事柄について、本宗門の意志を決定する最終的方法である。従つて、その結果は、宗門の總意として、何人もこれに従はなければならない」とあることから、宗門の民主化を宗法の規定条文の中において教団自身が開明したものとしての評価が出来る。第九十二条文中の「…門主又は門末の發意に基き、宗規で定める規定によって行はれる」と規定されている。この場合の宗規とは、同じ第百回臨時宗会において修正可決された「宗門投票規程³⁵⁾」のことである。第九十二条にいう宗門投票の所管機関は「宗門投票規程」の第一条に示す審判院であることが、理解できる。すなわち、「宗門投票に関する事務は、審判院が、これを行う」とあることと、さらに、その第五条の規定により審判院長によって、その事務が執り行われるからである。この過程があつて次に、審判院長によって門主へ申達がなされ、「門主又は門末の發意に基き、宗規で定める規定によって行はれる」ことになる。教団民主化の方法として門末の發意による場合が規定されている。

第九十三条に基づく宗門投票は、宗門一般の投票によってなされることになる。第九十二条に「宗門投票は、宗制、宗法及び宗則の改正によって宗門の組織に重大な變革が行はれるとき又は、宗門の安危に關する重大な事柄が起つたとき」とあり、この二つの場合に限つて、門主又は門末の發意に基づき、別則

で定める規程(=「宗門投票規程」)によって執り行われることになるのである。

第三節 新宗制の最高規範性

本願寺派教団上、新宗制・新宗法が宗門法規・法体系上の最高法規であることについては、新宗法第三条においては「本宗門の最高規則を、宗制及び宗法とする。如何なる規則も行爲も、これらの條規に違反してはならない」と規定し、新宗制と新宗法との両法が宗門の最高法規であることを明確に規定している。

昭和二十一年十月の時点においては、本願寺派教団には、九種類(「法規通則〈第百一回臨時宗会で原案可決〉」の第一条から第六条の規定によれば、宗制、宗法、宗規、宗則、宗令、宗達、宗告、消息、布告)の法規区分が存在し、独自の法体系が形成されている。

「宗制は、宗門の基本を明らかにしたもので、宗門成立の歴史、教義、本尊、聖教、宗風の五つのことについて定めたものである。」³⁶⁾とし、その「前文」には浄土真宗の立教開宗までの流れを当初に示し、続いて、宗祖以降の宗門の歴史・沿革についてを説明している。法律上からは、浄土真宗本願寺派と本願寺とは、包括と被包括の関係にある。別々の法人格体による宗教団体であるが、「宗門と本願寺が相即して、区別せず一体のものとして規定している」³⁷⁾のである。歴史、教義、本尊、聖教、宗風は、浄土真宗本願寺派と本願寺が一体のものとの歴史的認識されて規定されているのである。不可分な関係として規定されているところは注目すべき点であろう。

「教義」とは、「同信者として、踏み外すしてはならない信仰の根本と信仰生活の実践を強調したもので浄土真宗が仏教の正統を伝承としていることの誇りと、万人が斉しく救われていく唯一真実の教えであることを述べ、同信の者へは励ましを、未信の人へは入信の呼びかけをし、他宗教、他の教団に対しては、教えが純粋であり、優れていることを、仏教の中での位置付けを示すもの」³⁸⁾として定義付けがなされている。

「宗風」とは、「宗門の風習とか風格」³⁹⁾を意味するのである。「宗門の根本

の体質を宗風という」のであり、行動の実体が、このようなものでなければならぬと規定したのが宗風であろう。なお、宗風の内容について、四つに区分している。

第一に、「宗門は、一味の信心に住する人びとの同朋教團」であり、「僧侶と門徒の集合体であり共に同信・同行者」⁴⁰⁾であることを定めている。

第二に、「寺院は、自行化他の道場である」⁴¹⁾と規定している。「それ故、僧侶は、専らその機能の發揮と向上とにつとめ、門徒は、愈々その護持と發展とをこころがけ、相携へて正法弘通に精進しなければならない」と定めている。

第三には、「本宗門の人びとは、常に報恩謝徳の懇念に基いて、人道を履踐し、世法を遵守し、世のため人のためにまことの生活を営まなければならない」とし、「信仰生活の正しいあり方について規定」⁴²⁾している。

第四に、「既に正法に遇ひ佛願を信ずる本宗門の人びとは、深く因果の理を辨へ、禁厭祈咒等によって現世の福利を求めてはならない」と規定している。

以上、宗制とは、個人の信仰上の視点からいうと、「宗門の歴史と教義を信仰する者であるならば、万人が必ず到達する信仰上の心構えであり、自覚である」⁴³⁾ということができるとし、対外的に、他の宗教団体に対していう場合には、宗門の特異性を宣明にして、宗門が持つ根本の信念と目的と任務とを、臆することなく、隠さないで誇りをもって声明しているのが、宗制ということができる。そして、宗政上、法律的立場からいうと、宗制は、本願寺派教団の自治・自律法の内、教義を内容とするのである。よって、「宗制とは、宗門の統制、若しくは秩序を維持するための裁決の規則ともなり、宗門を永く存続するための、自己防衛の役割を果す、判断基準ともなるもの」⁴⁴⁾と定義づけられる。さらに「法の制度の上から見て言うなら、宗制は宗門の成立と共に必然的に存在する定則である」⁴⁵⁾ともいえるのであり、宗制に規定する事柄、内容からは、「宗門自らも認め、他をして認めさせている、宗門を存在せしめている根本の鉄則⁴⁶⁾である」といえる。

このように宗制を各々の観点から分析し、解釈すると、新宗制にもその前文、第一章の教義から第四章の宗風に至る用語・文脈には、本願寺派教団独自

の教義から派生する歴史的、伝統的な普遍なる一種の「立憲主義」が脈々と息づいているのを発見することができるのである。

第四節 新宗法の最高規範性と立憲主義

——教団の主体性・自律性の確立——

次に、新宗法もその宗法第三条において、「本宗門の最高の規則」と位置づけている。第一章 総則から第二章 本山、第三章 門主、第四章 寺院、第五章 僧侶、坊守及び門徒、第六章 事業、第七章 宗務（総則・宗政總局、地方組織、宗會、審判院、財政、門徒會。）第八章 賞罰、第九章 宗門投票、第十章 附則、そして、附則に至る全てが行政上の運用に必要欠くべからざる構成要素であると解釈できる。その内容について、昭和十六年の旧宗制と比較し、教団の主要な構成要素の変革をみると、まず、第一章の総則であるが、宗派名は、「真宗本願寺派」を、第一条において「本宗門は、浄土真宗本願寺派といふ」に変革したことについて、第百回臨時宗会における議案提案説明の中で、朝倉執行長が「本派ダケガ此ノ浄土真宗本願寺派ト云フコトヲ独自デ定メタノデアリマス」と、一派としての主体性を持って宗派名を提議した旨を、説明している。このことは、教義の独自性と宗教教団の人格権の主体性確立との二つの視点から重要と考えられる。

第二条では、「本宗門は、親鸞聖人を宗と仰ぎ、宗制に示す浄土真宗の教義を信奉する人びとの團體である」と規定している。宗門にはその施設である「本山」と「寺院及び所屬團體」との関係において、包括・被包括という法的関係が存在している。「本宗門の本山は、本願寺」であり、「本宗門の弘教の根本施設」であり、「全寺院の本寺」である。ゆえに「門末の全員は、これを總有し、永久に護持しなければならない」と規定している（第四条、第五条）。

次に「法主」は、「門主」と名称を変更し、第六条において「本宗門を統一するものを門主とする」とし、第七条において「門主は、宗祖の系統のものが、宗規で定める門主相承規範によって、これに當る」と、血脈相承で継承して教団統一を行って来た法主制の基本構造を存続させている。しかし、第九条の規定において、「門主は、特に定められた宗務機關の申達によって宗務を行

ふ」、その第二項に「前項の宗務については、當該の宗務機関がその責任を負ふ」とし、第三項では、「門主は、第一項の申達を拒み、又は干渉することはない」とし、宗政上の実務的宗務に関する門主権は抑止され、宗務機関の優位性が明記されている。また、門主が宗意安心を「裁断をする場合には勸學寮に諮問する」とあることから、旧宗制に見られたような実質上の三位一体制は抑止された。門主が裁断を執行するには、勸學寮に諮問した上で執行するよう定めてあり、慎重を期すことを約定している。

宗務については、第三十一条に「宗務は、宗意安心に關する事柄を除き、宗政と立法と司法に分け、各々獨立した機關で行ふ」と宗務機関の三権分立制が規定された。第三十七条には、「總長は、宗政總局を代表し、宗政の各部門を指揮監督する」と旧宗制に規定した内局優位の行政中心体制（旧宗制第六十九条に「執行長ハ管長ノ命ヲ受ケ宗務ヲ總監ス」）の権限は否定され、さらに、第三十八条において總長は僧侶の中から、宗規（同じ第百回臨時宗会で修正可決された「總長選挙規程」）の規定するところによって選挙されることとなり、大きく変革されたのである。このことにより、宗政上においては、門主権からの独立性が確立されている。

宗会については、第五十一条に「宗門の立法は、宗會が、これを行ふ」と立法権の独立性を明記し、法主特任であった特選議員制は廃止となり、宗会の門主権からの独立が確立されたといえる。

審判院は、三権分立を明記した第三十一条に基づき、第六十二条に、「宗門の司法と會計検査とは、審判院が、これを行ふ」と、司法権の独立を明記している。また審判院が第六十五条第一項において「宗則、その他の規則及び宗政上の處分が、宗制、宗法及び宗規に適合するか否かの審決」を行う権限を有すると規定していて、アメリカ型の違憲立法審査制度を導入した典型的な現代立憲主義を採用している。

そして、地方組織に関しては、地方を区分して、教区とし教区長が公選制となり、各教区の地方性を尊重し、宗政を運営するよう変革されていることから、実質上は宗政總局の指揮下にあるにしても、民主化への変革といえる。

以上、新宗法にみられる立憲主義を表す門主権と宗務三権の性格を、一部分

ではあるが、旧宗制の条文と比較してみた。旧宗制は、管長から執行長体制とする内局中心の管長任命権を骨格とする上意下達の官僚制度に類似した教団組織であったことを如実に示していたといえる。旧宗制上にあつて国家権力により認められていた管長制度による専制的支配組織・機構の構造は、新宗法上では門主の専制支配が抑止されたことにより、宗政総局・宗会を中心とする教団運営を主体とした組織・機構へと変革されたのである。

新宗法においては、宗務行政における三権の組織・機構が、門主権限からその独立性を宗法上において明確に規定することにより、各々の宗務機関の機能を尊重し、宗法上とはいえ制度化されたという意味において、そこに最高規範性が存在し、現代立憲主義が採用され、戦後の教団の法的民主化は、具体化されたといえる。

第六章 新宗制・新宗法制定の意義

第一節 新宗制・新宗法の構成と宗教法人令

新宗制・新宗法の構成・概要を紹介する。新宗制は、前文、第一章教義、第二章本尊、第三章聖教、第四章宗風からの章で構成されている。

新宗法は、第一章總則、第二章本山、第三章門主、第四章寺院、第五章僧侶、坊守及び門徒、第六章事業、第七章宗務（第一節總則、第二節宗政総局、第三節地方組織、第四節宗会、第五節審判院、第六節財政、第七節門徒会）、第八章賞罰、第九章宗門投票、第十章補則、そして、附則から組立てられている。（制定条文は百一カ条、草案条文は百三カ条）第一章は、総括、第二章から第五章、第七章は宗政の機関、（一応、第二章、第三章、第七章は中央機関、第四章、第五章は地方機関と考えられる）、第六章、第八章、第九章、第十章、そして、付則を含めて宗政の重要構成事項についての規定である。

新宗法の門主、宗政総局、宗会が、国家の統治機関としての、天皇、内閣、議会に相当するものであり、特に重要である。なお、明治の寺法草案には、明治の近代国家における裁判所に相当する機関についての直接的な規定が見当たらない。それは、「当時の教団の組織、宗政の実際の中で裁判所相当機関の必要性が認識されていなかった」⁴⁷⁾ ことにより、「あえて、宗法上において規定す

る必要の段階に達していなかったものと考えられる」と平野武教授は分析されておられる。

第一章は、総則である。宗門運営に関する基本的条項を定める新宗法の全体(第二章「本山」以降「附則」まで)を総括する条文と考えられる。

まず、第一章総則の構成をみると、「浄土真宗本願寺派」という宗派名を掲げ(第一条)、宗派という宗教法人における包括・被包括関係を定め(第二条)、宗制及び宗法が本願寺派教団における最高法規性を、明記(第三条)した内容となっている。

第一条の「浄土真宗本願寺派」という宗派の名称については、宗教法人令第二条二号に法的根拠が求められ、この規定に基づいて設けられた条文であることが判る。第二条については、同じ宗教法人令の第一条に基づき、規定されている。

なお、第三条については、「帝国憲法改正草案」の第九十四条「この憲法並びにこれに基いて制定された法律及び条約は国の最高規範とし、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」の規定および、「憲法改正草案要綱」第九十三条「此ノ憲法並ニ之ニ基キテ制定セラレタル法律及条約ハ国ノ最高法規トシ、其ノ条規ニ矛盾スル法律、命令、詔勅及其ノ他ノ政府ノ行為ノ全部又ハ一部ハ其ノ効力ヲ失フコト」の規定と内容的にも類似していることから、新宗法が起草の段階でこれらの条文に大きな影響を受けているものと考えられる。

第二章は、宗門内における本山である本願寺の位置付け、本山事務所の所在地、門末の義務を定める。

宗門における宗政業務が実働するために、宗務三権に基づく組織・機構が存在している。すなわち、「門主」・「本山」をはじめ、宗政を担う「宗政總局」、宗門の立法を行う「宗會」、宗門の司法と会計検査を行う「審判院」、宗意安心の諮問機関「勸學寮」等の存在が必要である。宗門の組織・機構には、その歴史的展開過程で発生した組織・機構が存在して来ている。そして、そこには、教団の立憲主義に基づく一定の原理がみられる。新宗制・新宗法の起草過程と宗会における成立・制定過程を通して、その変革が見られる。

ところで宗制と寺法の二法についてであるが、明治十三年の眞宗本願寺派寺法草案は、太政官布達第十九号に数年先立って「集会」において審議されている。明治十四年の制定時においても太政官布達より数年先立っているのも、宗制と寺法の「この二者を区別する意識がなかったのも無理はなかった」と、平野 武教授は、述べられおられる。

もともと、本願寺は明治九年十二月、五派共同管長改正申請により、明治十年二月十三日、内務卿大久保利通から許可を得て、眞宗本願寺派と派名を届け、本願寺派管長を置くこととなったのである。教導職制度を通じて仏教教団の完全統制策の確立に成功した政府は、すでに早くから廃止論のあった教導職制度を廃止し、教団統制管長委任制度を始める。明治十七年八月十一日 太政大臣三条実美・内務卿山県有朋の名をもって『自今神仏教導職ヲ廃シ寺院ノ住職ヲ任免シ及教師ノ等級ヲ進退スルコトハ、総テ各管長ニ委任』すると太政官布達第十九号をもつて布告し、その条件五か条を定めたのである。

第四条には「管長ハ各立教開宗ノ主義ニ由テ左項ノ条規ヲ定メ内務卿ノ認可ヲ得可シ

—— 〈中略〉 ——

- 一、宗制
- 一、寺法
 - 一、僧侶並ニ教師タルノ分限及称号ヲ定ムル事
 - 一、寺院ノ住職任免及教師ノ等級進退ノ事
 - 一、寺院ニ属スル古文書宝物什器ノ類ヲ保存スル事

以上仏道管長ノ定ムヘキ者トス⁴⁸⁾」

として、各宗派の宗制・寺法の制定を、国家の委任事項としたのである。この時点で、早くも、本願寺派教団の根本法は、明確に宗制と寺法（＝宗法）という二つの法形態を採っている。教義面と、それを展開さすに必要な教団の組織・運営面においては、その当時の近代的・合理的原理を導入するという「二元的原理」⁴⁹⁾が、教団の内・外に示されている。そして、そこには本願寺派教団における「二元化形態」による各々独自の教団法理が存在していると考えられるのである。

ところで、「西本願寺寺法が一種の『立憲主義』に基づいていることはまちがいない」⁵⁰⁾。今日、「『立憲主義』という概念が憲法学的には、一応、国民の自由と権利が保障されていること、国家権力に対して抑制的原理が機能していること（権立分立等）国民の政治参加が認められていることを中心に成立する」⁵¹⁾ことを意味するとされるのである。「しかし、現実には、『立憲主義』という言葉は非常に多義的に使用されてきたのであり、歴史的にも多様な形の『立憲主義』が存在した」ことは周知のところである。

平野 武教授は、「西本願寺寺法における『立憲主義』を問題にする場合、それがいかなる『立憲主義』であったのかを問わなければならない」と問題を提起し、さらに「そのことを、寺法制定の時代に即して、寺法制定をめぐる種々議論に即して考察しようとするのが、主要な課題となるのである。」⁵²⁾と、明治の寺法編成会議に展開された審議内容・議論を分析し、明治の寺法に見られる本願寺派教団の法的内容、構成原理を解明し、その「立憲主義」を、緻密に検証されている。

そこで、平野 武教授による寺法の立憲主義の論考を踏まえつつ、第百回臨時宗回で可決、成立した新宗制・新宗法の立憲主義について取りあげてみたい。「新宗制・宗法の立憲主義とはなにか」、そこにはいかなる「立憲主義が存在しているのか」という問題提起は重要である。

明治の寺法は「欽定」方式によって制定されている。「寺法草案は、法主の側から出された。寺法編製会議の委員もすべて法主の『勅任』だった」⁵³⁾のである。ゆえに、「寺法の『立憲主義』の消極的評価につながる」⁵⁴⁾との評価はあるにしても、寺法制定の要求の状況や制定条文の分析を無視することはできない。寺法制定の教団内での要求については、「何よりも東移事件の混乱から教団の秩序を回復すること」⁵⁵⁾にあったといわれている。そして、「そのためには、対立する両派の首領を切り棄て『中立』派に依拠する体制を創出することを望む教団内の声に支えられていたのであり、法主の側もこのような声を無視することができない状況にあったのである。寺法制定は、秩序回復、新体制創出に相乗的作用すると考えられたのであろう」との分析が、平野 武教授によってなされている。

その後、「真宗本願寺派宗制」（＝旧宗制）は認可の時、宗教団体法によって、本願寺派教団の主体性が強制的に歪められている。この時期に教団が独自の宗教領域を確保するために打ち出した「真諦」、「俗諦」の並立でさえ、天皇制ファシズム国家のもとでは容認されず、教団は「俗を諦」に替えて「俗諦」の実質である「王法為本」のみを掲げざるを得なかったのである。ここにおいて、本願寺派教団は、国家神道の全面受容を余儀なくされるに至り、明治期以来の「俗」をも「諦」とし、「王法為本」を説き続けてきた教団には、もはや、教団の独自性・主体性を打ち出すことは出来ない窮地の状況にあったといえる。この時点での「旧宗制における立憲主義とはなにか」の問題も興味あるところであるが、今稿では省略させていただく。ただ、旧宗制の条文からは、議会である宗会が機能していたことは間違いなく、立憲主義は存在していたと考えられる。その時代特有の立憲主義が存在し得たと考えられる。しかし、国家権力の強制による変容された立憲主義であった。

昭和二十年の敗戦を契機として、本願寺派教団にとっても、占領統治下という厳しき環境、状況の中では、もはや過去のような国家的庇護はなくなっていたのである。教団自身による「教団の自律化」と「教団の民主化」は避けられなくなっていた。その時々政府に加担して来た本願寺派教団としては、立憲主義の視点から教団制度における内・外部の組織・機構を見直し、変革を迫まれたといえる。その時、教団民主化の原理として、新しい価値観に基づく「立憲主義」を本願寺派教団にとっても、必要としたのである。

諸々の「立憲主義」が、教団組織の安定、強化に資するものとして理解され、採用されたのである。もともと、教団組織上、歴史的・必然的要素としての、本山、法主、執行、集会、財務、末寺等の内、わけても、宗務上の三権に関する権限の範囲と整合性が新宗制・新宗法制定時においても、始終問題となっている。すでに年表により示したとおり、敗戦直後、早くも、本山内局では、新宗制・新宗法の構想、起草の段階で、本願寺派教団の民主化を画策するという命題のために、本願寺派教団内の組織・機構の権限を明確にし、相互関係を整備し、方向づける必要から、特にGHQの憲法改正等、出来得る限りの最新情報と資料を収集することに本山当局は、日夜を徹してことに当たったこと

が知られている。

第二節 門主制存続と宗務機関の三権分立制

新宗法の「門主」について考察する。旧宗制上の「法主」は、新宗法第六条において、その名称を「門主」と変更した。新宗法第六条には、「本宗門を統一するものを門主とする」とし、第七条に「門主は、宗祖の系統のものが、宗規で定める門主相承規範によって、これに當る」と門主の地位が世襲であることを定める。よって、門主制は、「宗法」および「門主相承規範」という二重の教団法による法的根拠に基づいて明確な位置づけがなされている。天皇、皇位の世襲制が、「日本国憲法」、「皇室典範」に基づいて、規定されているのと酷似している。日本国憲法第二条において皇位が、皇室典範に国家機関としての天皇の地位を継承することを定めているように、門主の地位は、新宗法第七条によって本願寺派教団としての公的地位を意味する。新宗法は、その第三十一条において、宗務の三権分立を新しく明確に規定している。「宗務は、宗意安心に關する事柄を除き」と、門主権は三権以外の枠外に位置づけられているように解釈できる。新宗法は、門主の世襲制をも認めている。この宗務三権と門主権との関係においてみるかぎり、門主の宗意安心の正否裁断権といえども、宗務の中の一「事柄」であるとの解釈は可能である。第八条二項に規定する門主が裁断権を行使する場合、勸学寮に諮問することになっている。

しかし、法主は新宗法において門主といかに名称が変更されたとはいえ、実質的には、第六条に「本宗門を統一するものを門主とする」と規定するところであり、実体上、法主制の存続を意味していることに変わりはない。

次に、第三十一条に規定する宗務は、宗務機関は總局、立法機関は宗會、司法機関は審判院という各々三権独立の機関によって行われるのである。第六条に「本宗門を統一するものを門主」とあることから宗務三権以上の統一機関が「門主」という機関であり、三権以外の法律的取扱いを、新宗法において容認しているとの解釈も可能であろう。

法主の地位について、明治期以降においては、本願寺派教団が近代国家の形成に沿うようにして、教団の近代化を画策していった中で、明治の寺法草案の

第三条に、「一派ノ法主ハ見真大師以来系統相承ノ善知識ニシテ本山本願寺ノ住職之ニ当ル」と規定したことから始まる。

一方、新宗法第九条に「門主は、特に定められた宗務機関の申達によって宗務を行う。」と特に定めた宗務機関（＝第三十一条に規定する「宗政」と「立法」と「司法」の宗務を司どる各々独立機関と解釈され得る。）の「宗務」とは、広義には、第二章からの第六章までのすなわち、宗政業務と宗門全体の職務・業務と解釈され得る。従って、「宗務」とは、「宗法上規定の一切の宗政業務」ということができるのではなからうか。新宗法規定上の具体的宗務については、第二章本山、第三章門主、第四章寺院、第五章僧侶、坊守及び門徒、第六章事業、第七章宗務（總則、宗政總局、地方組織、宗會、審判院、財政、門徒會）、第八章賞罰、第九章宗門投票、第十章補則までの宗法上全般に亘る範囲を規定するものと解釈出来る。

なお、宗制に定める浄土真宗の教義に基づく宗教活動全体が宗法上に規定する「宗務」に該当する。もっとも、宗法の第十一条に規定する一号から十五号までの「事柄」も門主の行う宗務である。

第十一条に規定する「事柄」については、宗政總局の「申達」によって行なわれる。九条二項に「前項の宗務については当該の宗務機関がその責任を負ふ」とし、同第九条第三項には、「門主は、第一項の申達を拒み、又は干渉することはない」としている。このことから、その実質責任は、三権の各々独立機関にあると解釈できるのである。第百回臨時宗会において、第三章門主権と第七章宗務の規定に関して厳しい議論がみられる。そして、第九条、第十一条と第三十一条との関係で門主の申達拒否権・干渉権と宗務機関の申達・責任についても激しい議論がみられるのである。

旧宗制第三十条の「本派ノ管長ハ之ヲ法主ト稱シ本派ヲ統理代表ス」、第三十一条の「管長ハ世襲トシ得度式ヲ受ケタル大谷宗家ノ戸主之ニ當ル」という身分的支配権限の条文は、新宗法では削除されている。

一方、新宗法第十一条の「事柄」の内、三号の消息⁵⁶⁾の発布 六号の法要及儀式 七号の布教であるが、この三つの事柄は、門主＝僧侶としての教義弘宣からの本来的「法務」に由来するものであると考えられる。「消息」は、門

主として、教団の内・外に対して教義の宣布など教団として重要な意志表明を内容とするものである。十五号の「宗門の行ふ協約への署名」は、本願寺派教団の内・外に関する署名であり、教団の外部、第三者に対応する場合も有り得るものと解釈可能である。署名の持つ意義については、第六条中に「宗門を統一する」という文言から言えるように宗務三権を超えた「教団の象徴」という意義も存在し、その必要によるものと考えられる。第百回臨時宗会において「統一トハ、総長ノ持ツ責任ヲモ持ッテ居ラレルの意ナリ」、「宗門ノ成立ノ根元ニシテ、其レニ依ッテ宗門ガ保タラレテキルノ意ナリ」との答弁がなされている。

次に、宗務機関については、第三十一条に「宗務は、宗意安心に關する事柄を除き、宗政と立法と司法に分け、各々獨立した機關で行ふ」と宗務機関の三権分立制が採用され明記されている。また第三十七条では、「總長は、宗政總局を代表し、宗政の各部門を指揮監督する」と規定された。旧宗制において、宗派内に絶対的権限を有していた管長からの直結していた内局優位の宗務行政体制が、抑止されたものといえる。

また、第三十八条に「總長は、僧侶の中から、宗規（＝「総長選挙規程」）の定めるところによって選挙され、門主が、これを任免する」とあり、従来の如き、法主独断による直接の任免ではなくなった。かようなことから、本願寺派の中央組織機構および宗政の中において、門主権からの独立が確立されたものと解釈できる。

なお、旧宗制上の「執行長」は新宗法上の「總長」に該当し、「執行」は、「總務」に該当する。なお、執行長と執行で「内局」を組織したが新宗法においては、「總長」と「總務」で「宗政總局」を組織すると変革されている。

新宗法第三十四条に「宗政を行ふ権限は、宗政總局に属する」とあり、「總長」と「總務」で組織された「宗政總局」（第三十五条）は、「宗政につき、宗会に對して責任を負ふ」（第三十六条）こととなった。

以上から、新宗法上、總局の宗政執行権については、門主権から完全に独立したといえる。宗政上において門主権からの独立が、法的に確立されたのである。

宗会（＝宗議会）については、第五十一条に、「宗門の立法は、宗會が、これを行ふ」と、憲法第四十一条と同様に本願寺派における唯一の立法機関であり、その立法権確立を明記している。

宗会議員についても、旧宗制時には、法主による特選議員が存在したが、新宗法上では、門主直任の特選議員は廃止され、全て公選議員による宗会構成となり、門主権からの完全独立がみられる。この段階において、戦後における公選議員による総局制が始まったといえる。

司法権については、第三十一条を受けて、審判院が三権の一つとして権限と機能を確立したのである。第六十二条に「宗門の司法と會計検査とは、審判院がこれを行ふ」とあり、第六十五条では、特別部特別審事で組織され、「宗則、その他の規則及び宗政上の處分が、宗制、宗法及び宗規に適合するか否かの審決」を行う権限が付与されてある。このことは、日本国憲法上における違憲立法審査権の立法趣旨を踏まえて規定されたものといえる。さらに、第六十五条第二項に「宗門投票を行ふことの判定と、宗門投票の結果についての判定」をも規定し、宗務上の三権の一つとして審判院が司法権上の独立機関として確立されたのである。

地方組織については、地方における宗政運営を期して教区の長及び教区会が置かれることになった。教区長が公選制と変革されている。各教区の地方性を重要した組織を教団が認めた形となっている。

第四十七条規定の教区会は、地方の議事機関として位置づけされており、宗則、宗達の範囲内で「教区令」を制定できることになり、各教区の独自性を尊重する体制になっている。地方における教団の民主化が図られたといえる。

昭和十六年の旧宗制をみる限り、本願寺派教団は、国家法制に根拠づけられた管長＝法主＝本願寺住職という三位一体による任命権の基に形成された教団組織体制であったといえる。教団は、国家に認められた管長を頭にいただき、寺院・門徒に至る末端まで統制された専制支配の組織・機構であったともいえる。管長と内局（執行長と執行）体制による宗門行政中心支配型の教団であった。

旧宗制に見られる国家統治、統制に類似した本願寺派教団の行政組織機構と

その体制は、国家からの管長制度に起因するものであったし、上意下達の教団組織構造を呈していたのである。その変革・転換は、実質上宗務の組織・機構における管長（＝法主）権からの独立であったといえる。

宗務機関の三権分立制の確立にによって、宗政総局、宗会、審制院の各々の独立制と発言権の尊重とが宗法上において明確に制度化されたという意味において、教団民主化の第一歩は、なされたのである。

なお、旧宗制での、管長、法主制の専制支配構造を形成し、擁護した諮問機関としての連枝会、宗務顧問所は、新宗法上は存在しない。門主の宗意安心裁断の諮問機関としての勸学寮は存続している。

さらに、門主権については、第七条に「門主は宗祖の系統のものが、宗規で定める門主相承規範によって、これに當る」と規定し、第八条に「門主は、法燈を傳承し、宗意安心の正否を裁断する」権限と、宗政総局からの特に定められた申達による宗務のみを行うこととなった。門主の宗務機関の申達に対する拒否権・干渉権はなく、第十一条に列記の「事柄」のみを行うことになった。教団全体に係る門主の専制支配は、以前と比較すると大きく抑止・縮小されたといえる。門主については、教団を統一する存在と象徴しての位置づけが新宗法によって確立・明文化されている。「宗祖の系統のもの」（第七条）が、宗規で定める「門主相承規範」によって血脈相承が残されることと規定した。（なお、現時点において「門主相承規範」は宗門法規上存在しない。）門主制は、本願寺派教団における立憲主義を考察する場合、立憲的機関の一つとして、教義・信仰上の観点から重要な意義を有するものと解釈できる。

本願寺派教団における門主制は、戦後も教団宗務上において宗意安心の裁断権を残してはいるが、むしろ、門主の勸学寮への諮問が拡大されることとなり、門主の独断制は少なく、門主の宗意安心の裁断権は、教義的にも客観的判断を増したと解釈できよう。

さらに、第六条の「本宗門を統一するもの」の解釈は難解であるが、教団法＝自律法の視点からは浄土真宗教義の具現者としての最たる象徴的・歴史・伝統上の公的機関であると解釈するならば、本願寺派教団における一立憲的機関として、より重要性があるものといえる。

第三節 新宗制・新宗法の二元化形態

新宗制の構成は、前文、教義、本尊、宗風の四章と附則から成っている。第百回臨時宗会における朝倉執行長の議案の提案説明には、宗制と宗法に分けて制定すべきとする意図、理由が説明されている。

旧宗制の中の「教義ニ関スル部門ヲ宗制トシテ別ニ出シマシタ」と説明されているとおり、宗祖親鸞の教義を第一義として「宗制」が構成され、「宗法」とは別の法形態とする旨の説明がなされている。

事実、新宗制全体が「宗門運営ニ関スル基本的条項」を規定した新宗法とは、別の法形態、内容を呈している。旧宗制が「包括的デ羅列的デ」あり、「本派ト致シマシテハサマデ必要デナイト思フモノデマデモ己ムヲ得ズ入レテ居ルノデアリマシテ、ソレガ事実運用上非常ニ混雑致シタ」ためであるとの朝倉執行長の説明より運用面から新宗制と新宗法とを別々に規定することとした理由が述べられている。宗教団体法に基づき「各教団教宗派ノ宗制ヲ斯ウ云フ標準ニヨツテ是非規定セヨ、斯ウ云フ窮屈ナ要請」があったと述べられていることから、そこに国家権力からの介入・干渉があったことも、一つの理由である。

そして、「教義」を「新宗制」に、「組織とその運用」を「新宗法」に、各々分別して規定している。「教義」は「聖なる領域」、宗法が「俗なる領域」との認識から、「宗制」はいかなる激変の時代が到来しても、いかなる権力者に対しても「不変」＝「普遍なる領域」との意識が存在し、別出しを行ったのではないかと考える。

もともと、本願寺派教団の自治・自律法には、かような「二元化形態による原理」が存在し、現在も存続していると考ええると興味深いものがある。

まず、「宗制」＝教義が中核体として存在し、そして、その「＝聖なる領域」を取巻いて展開・活動せしめる「俗なる領域」＝「宗法」が存在するという二形態をとっている。

終章

小稿では、宗教法上の一つの問題として戦後、本願寺派教団の自治・自律法「浄土真宗本願寺派宗制」および、「浄土真宗本願寺派宗法」の制定を採り上げ考察した。GHQ占領統治下における日本国憲法制定過程との関連性を取り上げ、戦後における国の宗教法制形成の視角からの法的アプローチを行った。

一八八〇（明治十三）年編纂の「真宗本願寺派宗制寺法」を法的始原とし、宗教団体系下の「真宗本願寺派宗制」を踏まえ考察したつもりである。敗戦とGHQによる日本占領統治という史上未曾有の歴史的事実が、戦後以降、今日までわが国の宗教法制や宗教団体の方向展開にいかなる影響を及ぼしたかという興味をそそる問題にも連なっている。

特に新宗法上に規定された条文から見られる教団の民主化については、主にGHQ占領統治政策に起因するものがあり、結果的には本願寺派教団の組織・機構の内、宗務機関に限られたものであったが、大きく変革され、戦後の教団の民主化が実現されていく上での法的根拠となった点で、その意味は大きい。本願寺派教団が立教開宗・同朋教団として、歴史的にその本来性を取り戻し、再び回復・復帰していく原点になっている意義も大きい。宗務機関に限定し、そこに問題点があることを検証したところである。

教団制度の問題であるが、その本願寺派教団独自の組織・機構と、それを投影する新宗制および、新宗法に規定された条文とが、他律的・自律的に変容、変革されて歴史的世俗社会に存在しているという視点からの考察を大切にしたいところである。教団における法的研究には、その構造・組織とは切り離せない。主な研究テーマは、——①血脈相承の門主権、②宗政権を担う宗政総局、③宗門の立法権を有する宗会、④宗門の司法と会計検査を司る審判院、⑤門主の宗意安心の諮問機関の勸学寮——に関わる諸問題である。それらは、宗門の組織・機構上における中央機関の位置と権限の問題でもある。門主権と、それを取り囲む宗務の三権分立における権限の範囲と限界の問題でもある。浄土真宗本願寺派教団として、立教開宗に基づく独自性の確立と、本来性への回帰のために、その時代の立憲主義を取り入れていかねばならなかった。教団の存

続と来たるべき時代の発展に即応した法的バランスによる合目的性と開明性とを絶えず必要としなければならなかったのである。

終戦直後の混乱する世情にあつて、本願寺派教団は、全宗門を挙げて日夜を忘れ、短期間に実直に、日本国憲法改正期に出来有る限りの最新情報を早急に採取・構想・起草し、基礎案として練り上げ、宗門の内外にも問い、宗議会上程、そして制定させたのである。

全国津々浦々の門信徒の日常信仰生活とが本願寺派教団の新宗制・新宗法制定変革とどう関係があり結びつくのかという問題も気がかりであつた。しかし、宗祖親鸞の示した『顯浄土眞實教行證文類』による立教開宗の信仰生活規範は、常に、現在も門信徒の底流の所で脈々と生きづいて、存続しているということを確認したのである。そして、教団組織の現代的原点は教義であり、一方においては、同心・同行の寺院であり、個としての門信徒の存在なくしては存続し得ないことを痛切に学んだ。

新宗制および新宗法の法的解明には、その時々々の憲法制定過程をめぐる潮流・環境等の緻密な考察が必要である。本願寺派教団が初めて寺法を創った明治十年代の前半のいわゆる西洋近代の潮流を年頭に入れておくべきことは、大切なことであつた。

明治十三年の真宗本願寺派寺法草案の条文の分析を根底に置き、明治十九年の「眞宗本願寺派宗制・寺法」との関連、昭和十六年の「眞宗本願寺派宗制」を踏まえてみると、その時、その時の「立憲主義」が存在、変容していることを見る事が出来た。総じて、寺法はじめ本願寺派教団の宗制と宗法（特に宗法）には、その時々々の潮流を敏感に反映させる「立憲主義」が教団を存続させるという形で存在していることが分つた。

特に新宗法の条文とその内容、解釈そしてその背景をめぐる宗会での議案提案説明と議論を検討することによってGHQ占領政策、介入・干渉、政府の対応・関係が明らかになった。当時の世情を見据えて、新宗制・新宗法の構想・基礎案に何をどの程度にまで盛り込むべきか、その範囲と限界について常に議論されている。宗制審議会等での審議にも先進的な意見が出たことや宗務顧問所会議における開明的な発言も確認できた。

条文から考察すると、宗会の議論でも見られるとおり本願寺派教団内でも、「民主化」や「封建遺制排除」が叫ばれ、「現代立憲主義」導入へと進まざるを得なかったのである。そして、新宗制・新宗法制定には、当時の本願寺派教団内・外における叡智や、様々な思惑や力関係が複雑に作用し、組合わされ整合性を有して条文化されている。

本願寺派教団は、常に、その時代の「宗制」においては、教義・歴史・伝統を骨格に据え、「宗法」には、その時々々の立憲主義を身にまといながら、したたかに他律的自己変革をとげて存続している。その姿を宗制・宗法の各条文から確認が出来た。

新宗制・新宗法の条文には、近代から現代への展開過程の中で、その時々々の立憲主義原理が採用・継承・変革されて現存していることが分かった。戦後、民主主義の浸透に伴い、①教団の三権分立制においては一内局、宗会、その上位に位置した法主制は、門主、宗政総局、宗会、審判院の四権体制に変革され、②法支配の再編成においては一宗政上、法主（管長）権の抑止・縮小、宗務総局と宗会（公選議員・完全な立法権を有する）とによる宗政執行体制上の優位一及び審判院（法令審査権を有する）とが明記されている。そして、③寺院・門信徒による宗政参加の拡大の方向への兆が窺えるのである。

宗会議論の中で見られた立教開宗、同朋主義に基づく本願寺派教団独自の「君民同治論」（「日本型君民同治論」との比較）と門主制存続や、宗制と宗法という「二元化形態」、「教団立憲主義」と「教団の自律性と民主化・安定性」等の考察についても、後日、考察していく所存である。

注

- 1)、2) 宗派という語が、仏教教団を示す常用語として法律関係に登場するのは、明治十七年八月十一日太政官布達第十九号「管長設置令」以後のことである。さらに宗教法人との関係から常用されるようになるのは、宗教団体法以後である。小稿では、宗教団体の宗教法人としての世俗的側面を特に指す場合に宗派という語を用い、宗教団体の聖俗両面の全体を包含するものとして宗教団体を表現するときは、教団の語を用いることとした。

小稿では、国内有数の伝統仏教教団・浄土真宗本願寺派（本山・本願寺）の聖

俗を一体として把握する。これを全一的なものすなわち聖的側面（憲法二十条および宗教法人法第一条二項の宗教団体の自治・自律に供される宗教的側面、この部分は宗教法人法の適用領域でない）、および世俗的側面（宗教法人法第一条の目的の範囲内のもので宗教法人法が適用されるべき領域）とを全体とした場合の両方の意味と、さらに歴史的存在としての意味の上から「浄土真宗本願寺派」を、「本願寺派教団」と表現することとする。なお、宗門法規条文との関係上「宗門」の語を用いている場合もある。

安武敏夫「近代の真宗教団の形成と本末関係の変化について」（『法と民主主義の現代的課題』龍谷大学法学部創立二十周年記念論文集・一九八九年）参照。また、『浄土真宗本願寺派宗門法規集』（浄土真宗本願寺派宗務所）参照。

- 3) 立憲主義については、平野 武「西本願寺教団における寺法制定の意義」（『西本願寺寺法と「立憲主義」』第六章、一四八頁以降、一九八八年、法律文化社）参照。平野 武「明治前期立憲主義と本願寺寺法」（『明治憲法制定とその周辺』の第四章、一三九頁以下、二〇〇四年・晃洋書房）参照。
- 4) 平野 武教授は、『明治憲法制定とその周辺』（二〇〇四年、晃洋書房）の一八〇頁で、「それは憲法制定史を映す一種の鏡であるとも表現できよう。そのような観点からすると、本願寺教団の戦後改革と日本国憲法あるいは戦後の民主化との関係も興味深い研究テーマであるといえるが…」と述べておられる。
- 5) 「外圧」、「内圧」については、井門富二夫編『占領と日本宗教』六四一頁、六四二頁参照。
- 6) 現在、『浄土真宗本願寺派宗門法規集』（浄土真宗本願寺派宗務所・総合企画室）がある。この宗門法規集は、ご消息、宗門の基本法規および関係法規、所属団体の規則、宗教関係法令その他必要な規則を集大成したものである。
- 7) 浄土真宗本願寺派の公式記録。
- 8) 昭和五十六年九月刊行。
- 9) 『本願寺史〈全三巻〉』（昭和四十四年・本願史料研究所）
- 10) 「真俗二諦」を「王法為本」に書き換えることについては、「真宗本願寺派宗制」第二条の条文中に「王法為本ノ宗風ヲ顯揚ス是レ立教開宗ノ本源ナリ」とある。なお、真俗二諦については、山崎龍明編『真宗と社会——「真俗二諦」問題を問う』（大蔵出版社・一九九六年・大蔵出版社）に、その本質、真宗的真俗二諦論について問題提起されてある。『戦時教学と真宗』第二巻（「戦時教学」研究会編・永田文晶堂・一九九一年）の「戦時教学——『真俗二諦』の帰結（栗山俊之）五三五頁以下参照。
- 11) 「真宗本願寺派宗制」（＝旧宗制）は、昭和十六年三月三十一日付で文部大臣橋田邦彦より真宗本願寺派管長代務者宛、「昭和十六年三月二十八日附申請宗制制定ノ件認可ス」と、認可されている。

- 12) 『宗制積義』の条文については、『戦時教学と真宗』第二卷（「戦時教学」研究会編、一九九一年）の四四四頁から四六四頁、解題・解説については、同書五三二頁以下参照。
- 13) 同上書 五三三頁。
- 14) 同上書 四六三頁、四六四頁。
- 15) 建白書とは、当時、一般寺院から宗会議員を通して議案採択を宗会へ願う方式であった。現在は、「宗会規程」（平成四年三月四日宗則第四号）第七章の請願となっている。旧宗制では第三百六十条。
- 16) 宗教法人令とは、一九四五（昭和二十年）十二月二十八日勅令第七百十九號、昭和二十一年二月二日同第七十號をいう。
- 17) 建議案は、宗会議員が、直接に宗会へ議案提案を行う方式であった。旧宗制の第三百五十六条以下に規定。三名以上の建議の賛成を必要とした。建議案、建白案本文については、『本願寺宗会百年史・史料編下』の四五五頁～四五七頁に掲載。
- 18) 花月純誠は、昭和二十一年四月十日の新選挙法による第二十二回総選挙に出馬。滋賀県より当選。第百回臨時宗会時における質問内容から、当時の政府事情に通じている個所が見られる。宗制審議会特別委員であることからキーパーソンの存在であったと思われる。
- 19) 高橋和之『立憲主義と日本国憲法』（有斐閣、平成十七年）三五頁。マッカーサー草案を基礎に政府草案を作成。日本国憲法は、「アメリカ型の違憲審査制度を導いた典型的な現代立憲主義の憲法」であると論述。新宗法の第六十五条第一項の条文は、右の制度趣旨を踏まえたものであろう。
- 20) 新宗法では、第九十二条と第九十三条の二か条である。別則の宗門投票規程がある。
- 21) 当時の「本願寺新報」は、宗門内の周知をはかるための機関紙であった。
- 22) 現行宗制＝旧宗制＝真宗本願寺派宗制のことをいう。
- 23) 占領政策の分析と日本の宗教制度に関する研究文献は多い。井門富二夫編『占領と日本宗教』（一九九三年、末来社）、『(新装版) 戦後日本—占領と戦後改革』（二〇〇五年、岩波書店）、『戦後改革と逆コース』（二〇〇四年、吉川弘文館）、『占領戦後史』（二〇〇二年、竹原栄治、岩波書店）。以上は、占領期（一九四五年から五二年まで）の日本の宗教とGHQの対日政策の研究書。また、W・ウッダート（阿部美哉訳）『天皇と神道—GHQの宗教政策』（サイマル出版会、一九八八年）、古賀和則「占領下における宗教行政の変容」（『龍谷大学紀要』、第十二卷第二号、一九九一年）など各々の視点から占領統治政策についての研究書を参照。
- 24) 渡辺洋三「戦後改革と日本現代法」（『戦後改革』、東京大学社会科学研究所編、

- 一九九四年) 一〇〇頁から一〇二頁参照。
- 25) 昭和二十一年一月一日の「天皇ノ人間宣言」文言も参照。
- 26) 渡辺洋三「戦後改革と日本現代法」(『戦後改革』、東京大学社会科学研究所編、一九九四年) 一〇三頁。
- 27) 同上書 一〇三頁。
- 28) 同上書 一〇二頁、一〇三頁。
- 29) 松尾尊兌『戦後日本への出発』(岩波書店、二〇〇二年) 十九頁。
- 30) 前掲、渡辺洋三「戦後改革と日本現代法」一〇四頁。
- 31) 大谷光照『『法縁』抄——勝如上人の九十年——』(本願寺出版社、二〇〇二年) 九十二頁には、——〈占領軍からの横槍〉から——本願寺宗主への介入・干渉が語られている。「京都の軍政部から来て、いろいろ私の身分について申し立てていったという。〈中略〉私は戦時中、京都の翼賛壮年団の団長をしていたので、公職追放になっていた。それが問題になったのである。私にしてみれば、宗教家が宗教活動をするのにどうして問題があるかといいたところだが、相手は占領軍である。その意向を無視すれば、どんなことが起こるか分からない時代である。総局は悩んだらしい。〈中略〉私が帰山すると、早速、軍政部の係官がやって来て、今後は、直接私を訪問した。追放中に、宗門学校の卒業式に向くのはいかん。宗門を民主化せよ、龍大の先生をもっと追放せよ、といったようなことであった」——と記載。なお、西本願寺問題等への占領軍の介入については、前掲『占領と日本宗教』の二〇八頁以下参照。
- 32) マッカーサー草案は、憲法改正草案要綱、帝国憲法改正草案へと受け継がれる。
- 33) 小稿第四章で述べた——第二日・九月四日、四十五番(南部)の質問の中、「シカシ日本ノ民主主義ハ日本ノ特色アル民主主義デアラネバナラヌト同時ニ本派教団ノ民主主義ハ、イウマデモナク同朋教団トシテ最モ特色アル民主主義ヲモツテオル教団デアルトイフコトヲ私共ガ自信スルナラバ、コノ教団ニオケル民主主義ハ、(後略)」と本願寺派教団独自の民主主義、君民同治論を述べている。また、朝倉執行長も「(前略)アトニノベラレマシタ教団ノ民主主義トノ関係ハ、コレハ特別ナモノガアル。イワユル特別ノ民主主義…(後略)」があることを述べている。
- 34) マッカーサー草案を基礎にした日本国憲法は、象徴天皇制を残しているが、国民主権を明示的に宣言し、人権規定を取り入れ、一元型議員内閣性を採用。アメリカ型の違憲審査制度も導入した典型的な「現代立憲主義の憲法」である。〈『立憲主義と日本国憲法』高橋和之 平成十七年・有斐閣 特に新宗法制定条文中に、右の現代立憲主義が導入されていると考えられるのである。導入せざるを得なくなっていた。GHQの介入・干渉があり、当時の本願寺派教団の置かれた状

- 況も、そういう方向へと大きく変転していく時代の渦中に存在していたのである。現代法も基本的には、近代立憲主義原理を継承しているが、現代へと展開する中で変容して来ている。その要因は、形式的な人権保障でなく実質的保障を求め、実現さすための政治参加（民主主義）への要求であった。本願寺派教団にあっては、立教開宗・同朋教団と新たな教団法理の創造のために、教団民主化実現させていくことにあったと捉えられるのではなからうか。「教団の民主化」が、本願寺派教団の教義＝宗制の実現という合目的性に合致しているといえる。
- 35) 宗門投票規程案は、同じ第百回臨時宗会において修正可決されている。全条文十条。昭和二十二年四月一日施行。
- 36) 『浄土真宗本願寺派の宗門法規を話しする』（森 秀雄著、編集・発行＝長岡晃澄、平成元年）二九頁。
- 37) 同上書 二九頁。
- 38) 同上書 三〇頁。
- 39) 同上書 三二頁。
- 40) 同上書 三二頁。
- 41) 同上書 三三頁。
- 42) 同上書 三三頁。
- 43) 同上書 三四頁。
- 44) 同上書 三四頁。
- 45) 同上書 三四頁。
- 46) 同上書 三五頁。
- 47) 平野 武『西本願寺寺法と「立憲主義」』（法律文化社、一九八八年）一五〇頁。
- 48) 『本願寺史〈第三巻〉』（昭和四十四年、浄土真宗本願寺派宗務所）一七七頁の史料による。
- 49) 寺法の「立憲主義」について、平野 武教授は、右、『西本願寺寺法と「立憲主義」』の第六章の第一四八頁以下で、詳細に論述されている。法主に宗義安心決定権を帰属させ、一方では、教団の組織・運営面において、近代的で、合理的な原理を導入するという「二元化」——それ自体が「近代的」教団の存在形態としての問題と指摘されている。同一六七頁には、時代に即応し、教義と宗教団体の組織・運営の二元化形態について、世俗社会との関係から論考されている。
- 50) 同上書 十七頁。
- 51) 同上書 十七頁。
- 52) 同上書 十七頁。
- 53) 同上書 一四九頁。
- 54) 同上書 一四九頁。

55) 同上書 一四九頁。

56) 消息とは、「教えを弘めるため、又は、ある事柄について、門主の心持ちや決意を、宗門全体に対し、時に特別な団体に対して、宣述するもので、門主の署名・総長及び勸学寮頭副書をもって発布すること」。(前掲の『浄土真宗本願寺派の宗門法規を話しする』)。なお、現行の「法規通則」第九条には、「消息は、教義の弘通のため、又は或る事項について、門主の意旨を宣述するもの」と規定。